

# 金ヶ崎町障害者福祉計画

～きらめくライフステージをめざして～

平成24年度～平成30年度



平成24年3月 岩手県金ヶ崎町

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の概要</b>	<b>3</b>
1	計画策定の背景および趣旨	3
2	計画の期間	5
3	計画策定の方法	6
4	計画の推進体制	9
5	計画の点検・評価と見直し	12
<b>第2章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>13</b>
1	計画の基本理念	13
2	計画の基本目標	14
3	計画の基本的視点	15
4	計画の重点施策	16
5	施策推進の体系	17
<b>第3章</b>	<b>金ヶ崎町における障害のある人を取り巻く状況</b>	<b>19</b>
1	人口の推移	19
2	身体障害(児)者	20
3	知的障害(児)者	21
4	精神障害者	22
5	発達障害(児)者	22
6	高次脳機能障害者	23
7	難病患者	24
<b>第4章</b>	<b>施策の展開</b>	<b>25</b>
1	施策の基本的方向	25
2	施策の具体的推進方向	26
	I お互いの理解と認識を深めるために	26
	II 健康を保つために	28
	III 共に学ぶために	31
	IV 就労を通じた社会参加のために	33

V 地域で生活するために	36
VI 安全に生活するために	41
VII 生きがいづくりのために	44
VIII 地域生活支援のためのひとづくり	46
<b>第5章 主要施策の数値目標とサービス見込量(障害福祉計画部分)</b>	<b>48</b>
1 金ヶ崎町障害福祉計画(第2期)(平成21年度～23年度)における実績	48
(1)障害福祉サービスの実績	48
(2)地域生活支援事業の実績	50
(3)現状と課題	51
2 金ヶ崎町障害福祉計画(第3期)における数値目標とサービス見込量	52
(1)平成26年度の目標値の設定	52
(2)地域移行と一般就労移行の数値目標	52
(3)障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	53
(4)地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	59
<b>金ヶ崎町障害者福祉計画(平成24～30年度)にかかるアンケート結果</b>	<b>63</b>

# 第 1 章

---

## 計画策定の概要

# 第1章 計画策定の概要

.....

## 1. 計画策定の背景および趣旨

平成5年、「心身障害者対策基本法」(昭和45年制定)が、身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者を法対象にするなどの全面改正を行い、国においては「障害者基本計画」の策定を義務付けるなどを規定した「障害者基本法」※1が公布されました。

平成14年度からは、精神保健福祉法の改正に伴い、精神保健福祉事務が県から市町村に移管され、平成15年度には県や市町村が福祉サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定するそれまでの「措置制度」から、障害者当事者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われました。平成16年6月には、障害のある人への差別の禁止が明記されるとともに、都道府県及び市町村の「障害者基本計画」の策定を義務付けるなどを主な内容とする「障害者基本法」の改正が実施され、また同年12月には、「発達障害者支援法」が成立しました。

平成18年には、障害者自立支援法※2が制定され、障害者施策の大きな転換がなされ、障害者が地域の中で自立した生活を支援するサービス体系へととなりました。

近年においては、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成24年10月から施行されます。

また、現在、障害者自立支援法に替わる新たな福祉制度を定める「障害者総合福祉法(仮称)」の制定に向けた作業が最終段階を迎え、平成25年8月までに施行されることとなっています。

岩手県ではこのような歩みに合わせて、「岩手県障がい者プラン(平成23年度～平成29年度)」を策定し、平成23年7月に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を制定し、同月「岩手県障がい者虐待防止ガイドライン」を作成し、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口「障がい者110番」を設置しております。平成23年度を初年度とした「岩手県障がい者プラン」に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らしていける「共に生きるいわて」の実現に向けた施策が推進されています。

金ケ崎町では、障害者の実態やニーズの把握に努め、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障害福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的に、平成16年3月に「金ケ崎町障害者保健福祉計画」を策定しました。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定めた「金ケ崎町障害福祉計画（第1期）」を策定しました。平成21年3月には、同計画を見直した「金ケ崎町障害福祉計画（第2期）」を策定し、障害者福祉の向上を図ってきました。

「金ケ崎町障害者保健福祉計画」が遂行され、8年間が経過する中で、障害福祉サービスの充実、相談支援など相談・コーディネート体制については、着実な進展が図られており、特に、平成22年度には、民間によるケアホームの開所など、計画の目標実現に大きく近づいたところであります。

しかしながら、未だ障害者のニーズに対応できる自立生活に必要な居住の場の確保や心身に障害または発達に遅れがある児童やその保護者に対しての支援体制の充実、障害者雇用の拡大・安定など依然として課題があるのも実状であります。

そこで金ケ崎町では、これらの課題を踏まえ、平成23年度をもって計画期間を終了する「金ケ崎町障害者保健福祉計画」の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、また、同じく平成23年度に計画期間を終了する「金ケ崎町障害福祉計画（第2期）」の見直しを行い、「金ケ崎町障害者保健福祉計画」と「金ケ崎町障害福祉計画（第3期）」をひとつの計画にまとめて、平成24年度を初年度とする「金ケ崎町障害者福祉計画」を策定することとしました。

※1

**障害者基本法第11条第3項 抜粋**

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

※2

**障害者自立支援法第88条第1項 抜粋**

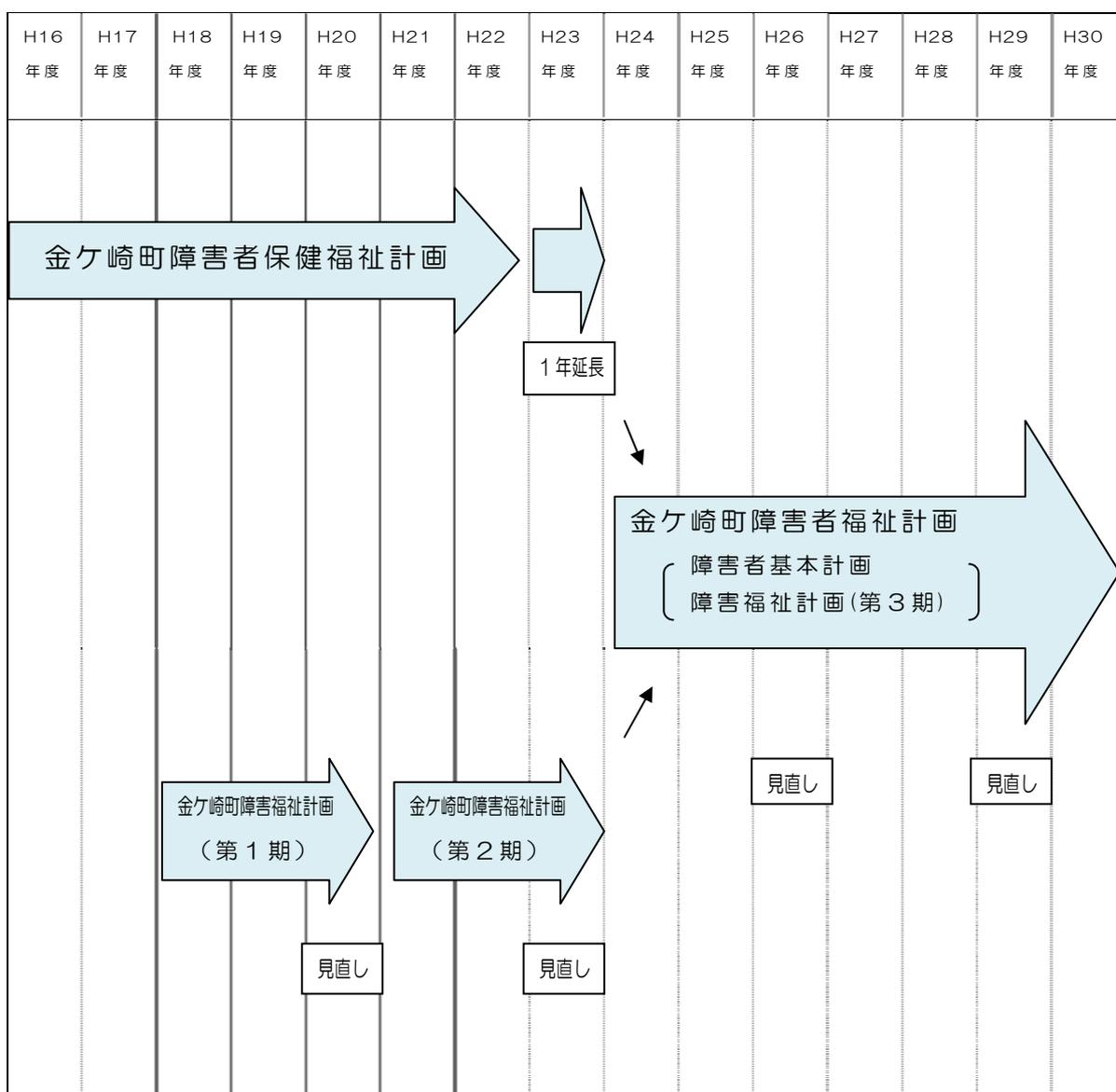
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

## 2. 計画の期間

「金ケ崎町障害者福祉計画」は、平成24年度を初年度とし、平成30年度までの7年間とします。

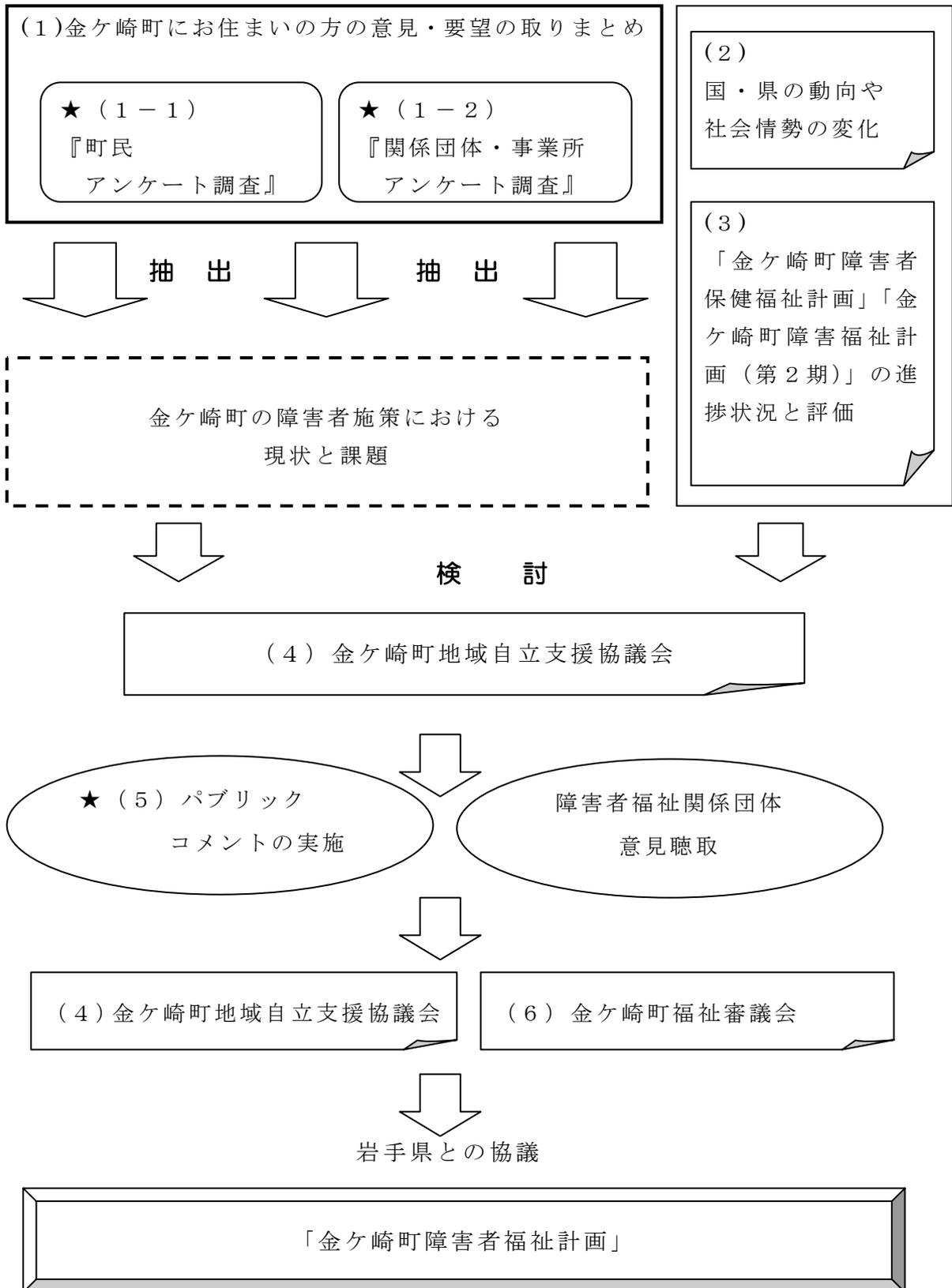
平成19年3月に策定した「金ケ崎町障害福祉計画(第1期)」は、3年を1期として、作成することとされているため、第1期で設定した目標数値の見直しを中心に、今回「金ケ崎町障害福祉計画(第3期)」として策定し、平成26年度(第4期)と平成29年度(第5期)に見直しを行います。

下記計画期間中、社会経済情勢や法制度の改正等により必要に応じて、見直しを行います。



### 3. 計画策定の方法

「金ケ崎町障害者福祉計画」の策定は以下のようなフローで行いました。



※「★」は、計画の策定にあたって、町民の方々にご参加いただいたことを示します。

## **(1) 金ケ崎町にお住まいの方の意見・要望の取りまとめ**

本計画の策定にあたっては、以下の方法で金ケ崎町にお住まいの方の意見をいただきました。

### **(1-1) 「町民アンケート調査」**

町内に住民登録している障害者手帳をお持ちの方を対象に障害者施策に関する意識や、要望を把握するため、アンケートを実施しました。

### **(1-2) 「関係団体・事業所アンケート調査」**

町内で障害者福祉に関係している団体や町内の障害者福祉施設を対象に、使いやすい制度とするために、現在の課題や要望をうかがうアンケートを実施しました。

## **(2) 国・県の動向や社会情勢の変化**

平成16年3月に「金ケ崎町障害者保健福祉計画」を策定しましたが、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、大きな制度改革が行われました。このような国・県の動向と、社会情勢全体の変化も含めて検証・分析を行い、その結果を本計画の内容に盛り込みました。

## **(3) 「金ケ崎町障害者保健福祉計画」「金ケ崎町障害福祉計画」の各施策・事業の進捗状況確認・評価**

「金ケ崎町障害者保健福祉計画」「金ケ崎町障害福祉計画」の各施策・事業の進捗状況について、確認・評価し、本計画の内容の枠組みを作りました。

上記(1)～(3)の結果を踏まえ、現在の金ケ崎町の障害者福祉施策を取り巻く課題をとりまとめ、以下の機関の協力のもと、その課題の洗い直しや優先順位などを議論いただき素案を作成しました。

## **(4) 金ケ崎町地域自立支援協議会**

福祉に関する関係者により、障害者の個別の相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、その課題を踏まえて、サービス基盤の整備に向け、協議や活動を行う機関です。

## **(5) パブリックコメントの実施**

パブリックコメントとは、計画や条例等を策定・制定する際に、素案を公表して意見等を募集し、提出された意見等を考慮し最終的な意思決定をするとともに、寄せられた意見と町の考え方を公表する手続きです。

## **(6) 金ヶ崎町福祉審議会**

福祉に関する施策に関し審議をしていただく、町の諮問機関です。

## 4. 計画の推進体制

本計画について、次の連携体制で推進します。

### (1) 庁内関係部署との連携

福祉・保健分野のみならず、関係する担当部署との連携を図り、一体となった計画推進に努めます。

### (2) 各種関係団体等との連携

障害者の地域生活移行や就労支援を進めるために、町民、障害者関係団体、障害者福祉施設、民間企業(事業所)のご理解とご協力のもと、地域全体で連携を図りながら、計画を推進します。

### (3) 金ヶ崎町地域自立支援協議会との連携

障害者の個別の相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、その課題を踏まえて、課題解決やサービス基盤の整備に向け、協議や助言をいただきながら、計画を推進します。

### (4) 県・近隣市町との連携

より多く障害者のニーズを実現するため、広域的な調整と連携を図りながら、施策を推進します。

また、県との連携を図り、制度改正などに伴う適正な事務遂行や県内の情勢などの情報共有を行い、着実に計画を推進します。

## 5. 計画の点検・評価と見直し

本計画の推進に当たっては、計画の実効性を確保するため、毎年度計画の進捗状況を点検し、その結果を金ヶ崎町地域自立支援協議会に報告し、推進方策等について、意見を求めます。

3年を1期とした「主要施策の数値目標とサービス見込量」の見直しにあわせて、情勢と課題を踏まえ、本計画の施策の見直しを行います。

## 第2章

---

### 計画の基本的な考え方

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

金ケ崎町第9次総合発展計画では、「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」を将来像とし、6つの基本目標及び5つの重点プロジェクト（5つのエンジン）を定め、町政を展開していますが、基本目標の1つとして「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を掲げています。これは、障害のある人もない人もどのような立場にある人でも健やかな生活を送ることができるまちづくりを推進しようとするものです。

本計画は、この総合発展計画の基本目標と施策を具体化するものです。

「金ケ崎町障害者保健福祉計画」（平成16年～23年度計画期間）に掲げた基本理念を引き継ぎ、障害者がライフステージの各段階において、持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きるための「リハビリテーション」※1と、障害のある人もない人も共に暮らし、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」※2の推進を基本理念とします。

#### ※1「リハビリテーション」

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、すべてのライフステージにおいて、主体性や自立性、自由といった人間本来の生き方の回復あるいは獲得をめざすこと。

#### ※2「ノーマライゼーション」

障害のある人を特別視するのではなく、「障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方、またそのような社会づくりを推進すること。

## 2. 計画の基本目標

障害者が住み慣れた地域において自立し、心豊かな地域生活を営むことができるよう、基本目標を「すこやかさとあたたかさの地域社会」とし、平成16年3月に「金ヶ崎町障害者保健福祉計画」を策定し、障害者の福祉向上に努めてきました。

本計画においては、基本理念に基づき、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して「共に暮らし」、「社会に参加していく」ことのできるまちの実現を目指していきます。

そこで、本計画の基本目標を

### 基本目標

「住みなれた地域で共に暮らし、  
共に社会参加するまちの実現」

とし、この目標を簡単な言葉で伝えるキャッチフレーズを

### キャッチフレーズ

「だれもが暮らしやすいまち かねがさき」

とします。

### 3. 計画の基本的視点

金ヶ崎町では、以下に掲げる3つを計画の基本的視点とし、各種施策を取り組みます。

#### (1)「地域で共に生きる」

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で同じように生活することができるよう、様々な条件を整備し、共に生きる「ノーマライゼーション社会」を推進します。

#### (2)「やさしい社会に生きる」

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざすとともに、すべてのライフステージにおいて、主体性や自立性、自由という人間本来の生き方の回復・獲得をめざす「リハビリテーション社会」を構築します。

#### (3)「その人らしく生きる」

障害のある人が、自己の長所や能力を自覚し、自分自身に知識や技術を身に付け、自分で問題解決する能力が持てる支援体制を充実を図ります。

## 4. 計画の重点施策

障害のある人を取り巻く施策は、生活や住まい、日中の過ごし方など、どの施策も重要ですが、将来の金ケ崎町の障害者の暮らし方が現在よりもより充実したものになることを実現するため、以下の4点を重点施策と位置付け、取り組めます。

### (1) お互いに支えあうまちづくりの実現

障害のある人もない人も、社会の一員として安心した生活を送るためには、障害のある人に対する各種施策を実施するだけでなく、各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事を通して、障害のある人と障害のない人の交流に努め、相互の理解を深めます。

### (2) ライフステージに沿った支援の充実

障害のある人が持てる能力を十分に発揮し、その人がその人らしく生きるために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに沿った切れ目のない支援の充実に努めます。特に、「金ケ崎町障害者保健福祉計画」(平成16～23年度)の課題であった乳幼児期と学齢期のこどもとその保護者に対する支援体制の充実とケアホーム等の自立生活に必要な生活の場の確保に努めます。

### (3) 健康づくりと疾病予防対策の推進

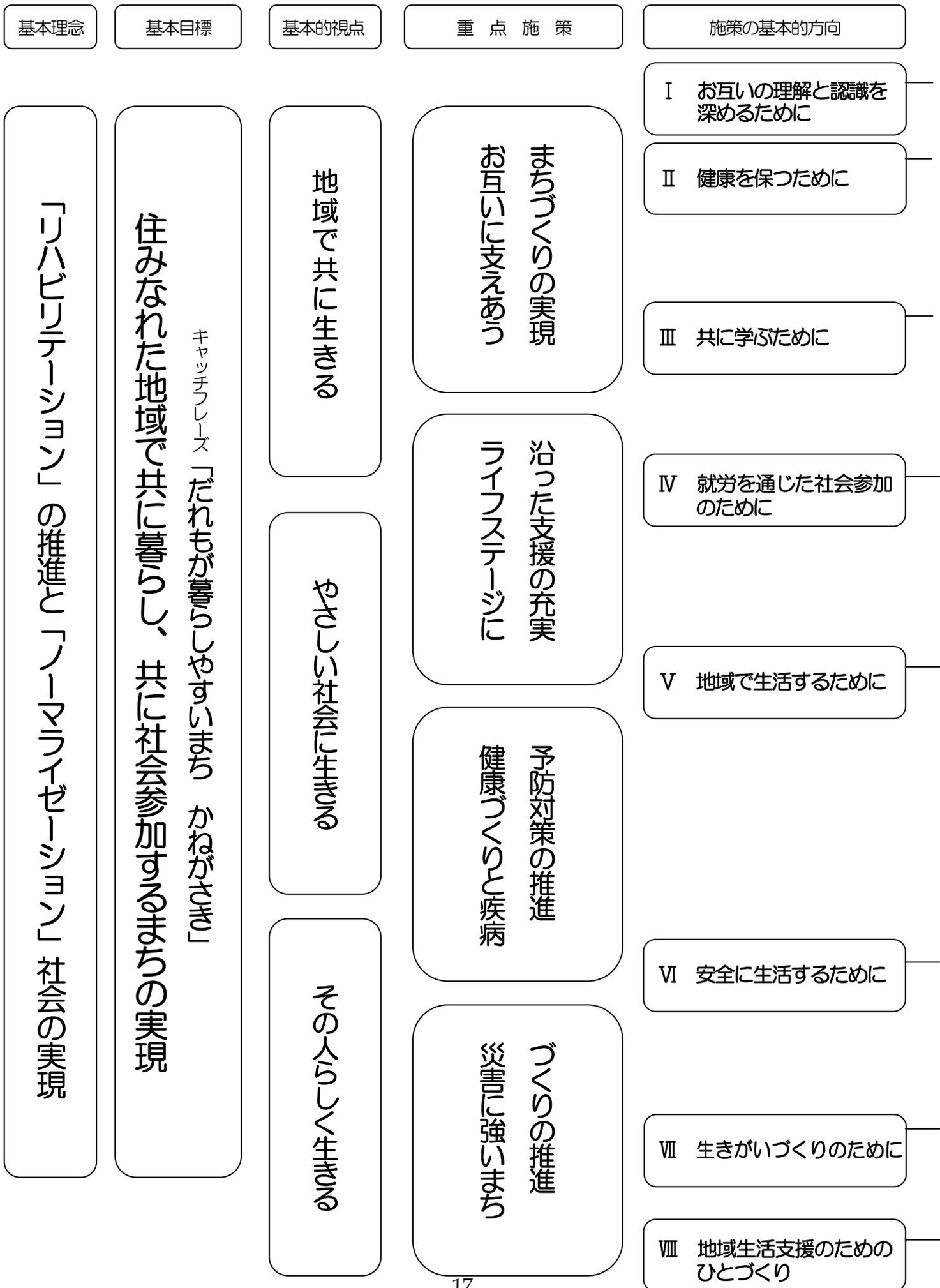
早期発見・早期治療・早期療育をモットーに関係機関と連携し、障害のある人もない人も「元気100歳！健康で元気な暮らしの実現」に向け、積極的な健康づくりを推進します。

心身ともに、健やかな生活を送るために、障害者の生きがいづくりの場を提供します。

### (4) 災害に強いまちづくりの推進

災害時における障害者の防災対策について、関係者各位の協力のもと、防災組織体制の確立を図るとともに、金ケ崎町防災マップ(平成24年度改訂)の周知・徹底を推進し、災害時における障害者の安心安全な防災対策に努めます。

## 5. 施策推進の体系



啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報や講演会等による啓発</li> <li>「障害者週間」を中心とした広報啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27</li> <li>27</li> </ul>
交流・ふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流・ふれあいの拡大と充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27</li> </ul>
健康維持の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりへの意識啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28</li> </ul>
疾病の発生予防と障害の重度化の抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種検診等受診の推進と検診後の管理</li> <li>母子保健の充実</li> <li>生活習慣病の予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29</li> <li>29</li> <li>29</li> </ul>
障害者及び家族の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者及び家族への情報提供の充実</li> <li>障害者団体及び親の会の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29</li> <li>29</li> </ul>
保健・福祉・医療・教育の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関・団体とのネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30</li> </ul>
就学前の障害児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前保育等の充実</li> <li>発達支援体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>31</li> <li>31</li> </ul>
就学相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学相談体制の充実</li> <li>ニーズに応じた就学支援の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>32</li> <li>32</li> </ul>
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育支援員の配置</li> <li>教職員への障害児教育理解の啓発</li> <li>小・中学校における「福祉教育」の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>32</li> <li>32</li> <li>32</li> </ul>
雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般企業（事業所）への雇用普及啓発</li> <li>雇用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>33</li> <li>33</li> </ul>
一般就労への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労への移行支援</li> <li>トライアル雇用の推進</li> <li>職業委託事業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>34</li> <li>34</li> <li>34</li> </ul>
工賃アップのための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>工賃向上支援</li> <li>自主生産品のPR推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>34</li> <li>34</li> </ul>
働く環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム・ケアホーム・空き家等の有効活用</li> <li>通勤手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35</li> <li>35</li> </ul>
相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の充実</li> <li>相談支援機能の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>36</li> <li>37</li> </ul>
在宅福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の場の確保</li> <li>ケアマネジメント体制の強化</li> <li>訪問系サービスの充実</li> <li>短期入所の充実</li> <li>日中活動の場の充実</li> <li>地域生活支援事業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>37</li> <li>37</li> <li>37</li> <li>37</li> <li>37</li> <li>37</li> </ul>
地域生活移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者退院促進の推進</li> <li>障害者入所施設から地域生活への移行促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38</li> <li>38</li> </ul>
地域生活の安定向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金、手当等の制度周知</li> <li>関連制度の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38</li> <li>38</li> </ul>
障害者への情報提供手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供手段の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>39</li> </ul>
ひとにやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとにやさしいまちづくり事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>41</li> </ul>
住宅、生活環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者に配慮した駐車場や障害者用トイレ等の整備・改善</li> <li>住宅改修費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>42</li> <li>42</li> </ul>
交通手段の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の整備</li> <li>移動支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>42</li> <li>42</li> </ul>
防災等安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災・防災の組織体制の確立</li> <li>緊急時通報体制の充実</li> <li>遊樂場所の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>43</li> <li>43</li> <li>43</li> </ul>
余暇活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動の場の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>44</li> </ul>
スポーツ・レクリエーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯スポーツ事業の充実</li> <li>スポーツ・レクリエーションへの参加促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>44</li> <li>44</li> </ul>
文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習事業への参加促進</li> <li>文化・芸術活動への参加促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>45</li> <li>45</li> </ul>
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の普及・啓発</li> <li>ボランティア活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>46</li> <li>47</li> </ul>
研修体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等職員の研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>47</li> </ul>

## 第3章

---

# 金ヶ崎町における 障害のある人を取り巻く現状

# 第3章 金ヶ崎町における障害のある人を取り巻く現状

## 1. 人口の推移

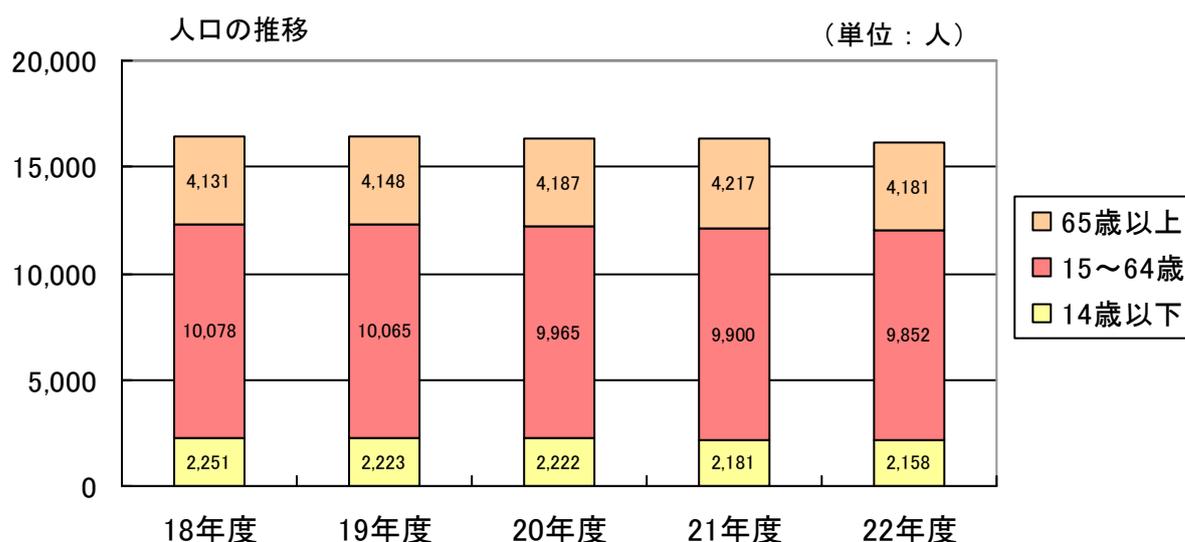
本町の総人口は、近年若干ではありますが、減少傾向にあります。  
 また、平成22年度末現在の総人口に対する65歳以上の老年人口は4,181人で、平成18年度末現在の4,131人に比べ50人(0.7%)増加しています。  
 総人口が減少傾向にあるなか、総人口に占める65歳以上の老年人口割合は、増加傾向にあります。

人口と年齢層の推移 (単位：人・%)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総人口	16,460	16,436	16,374	16,298	16,191
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14歳以下	2,251	2,223	2,222	2,181	2,158
構成比	13.7%	13.5%	13.6%	13.4%	13.3%
15~64歳	10,078	10,065	9,965	9,900	9,852
構成比	61.2%	61.3%	60.8%	60.7%	60.9%
65歳以上	4,131	4,148	4,187	4,217	4,181
構成比	25.1%	25.2%	25.6%	25.9%	25.8%

各年度3月31日現在

資料：住民基本台帳



## 2. 身体障害(児)者

身体障害者手帳所持者数は、平成22年度末現在で644人（前年度対比1.9%増）であり、総人口に占める割合は4.0%です。平成20年度末現在の身体障害者手帳所持者数は、666人であり、過去10カ年の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。

障害の種別では、「肢体不自由」が391人（60.7%）、次いで「内部障害」が96人（14.9%）、「聴覚・平衡機能障害」が88人（13.7%）の順です。

障害等級別では、1～2級の重度障害者が304人（47.2%）です。

年齢別身体障害者数の推移

（単位：人）

区 分	20年度	21年度	22年度
18歳未満	9	9	7
18歳以上	657	623	637
計	666	632	644

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

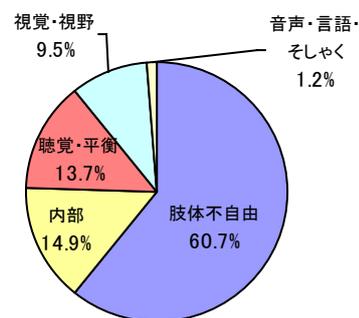
障害別身体障害者手帳所持者数の推移 （単位：人）

区 分	20年度	21年度	22年度
視覚・視野	65	66	61
聴覚・平衡	91	90	88
音声・言語・そしゃく	10	9	8
肢体不自由	382	370	391
内 部	118	97	96
計	666	632	644

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

障害別身体障害者の割合



等級別身体障害者数の推移

（単位：人）

区 分	20年度	21年度	22年度
1 級	162	155	156
2 級	133	128	148
3 級	116	110	108
4 級	128	120	117
5 級	65	60	59
6 級	62	59	56
計	666	632	644

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

平成 22 年度 年齢別・障害別身体障害者手帳所持者数の状況

(単位：人)

区 分	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	計
視覚・視野	0	10	51	61
聴覚・平衡	2	25	61	88
音声・言語・そしゃく	1	3	4	8
肢体不自由	4	116	271	391
上肢	0	36	90	126
下肢	2	65	149	216
体幹	0	15	30	45
運動（上肢・移動）	2	0	2	4
内 部	0	22	74	96
心臓	0	13	42	55
じん臓	0	3	10	13
呼吸器	0	0	7	7
ぼうこう・直腸	0	6	15	21
	7	176	461	644

平成 23 年 3 月 31 日現在

資料：保健福祉センター

### 3. 知的障害(児)者

療育手帳を所持している知的障害(児)者数は、平成 22 年度末現在で 130 名（前年度対比 7.4% 増）であり、総人口に占める割合は、0.8% です。平成 20 年度末現在の療育手帳所持者数は、116 人であり、過去 10 カ年の療育手帳所持者数は、増加傾向にあります。

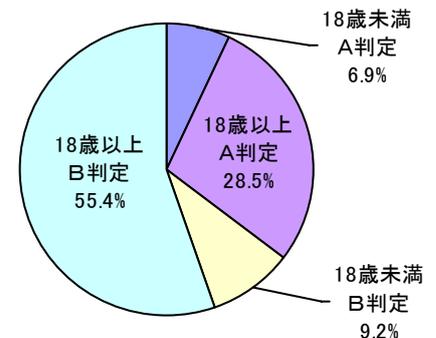
手帳等級については、18 歳以上の B 判定の手帳所持者が全体の 55.4% を占めています。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分		20 年度	21 年度	22 年度
A 判定	18 歳未満	6	7	9
	18 歳以上	35	36	37
	計	41	43	46
B 判定	18 歳未満	13	14	12
	18 歳以上	62	64	72
	計	75	78	84
計	18 歳未満	19	21	21
	18 歳以上	97	100	109
	計	116	121	130

年齢区分別知的障害者の割合



各年度 3 月 31 日現在

資料：保健福祉センター

#### 4. 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障害者数は、平成22年度末現在で40名（前年度対比8.1%増）であり、総人口に占める割合は、0.2%です。平成20年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、66人であり、過去5カ年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、減少傾向にあります。ただし、自立支援医療費受給者証（精神通院）の交付者数は増加しており、精神障害者保健福祉手帳を所持していない精神障害者が増加しているものと認識しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	20年度	21年度	22年度
1級	29	18	19
2級	21	13	21
3級	16	8	0
計	66	39	40

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

#### 5. 発達障害(児)者

「発達障害者支援法」において、発達障害とは「自閉症※1、アスペルガー症候群※2、その他の広汎性発達障害※3、学習障害※4、注意欠陥多動性障害※5、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人対1人から2人程度と考えられていましたが、知的障害を伴わない高機能自閉症※6の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

また、学習障害、注意欠陥多動性障害等については、平成13年度に文部科学省が実施した実態調査によれば、6.3%といった結果が出されています。

しかし、発達障害(児)者数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。

なお、県教育委員による調査では、特別な支援を要する児童の割合は以下のとおりとなっております。

(調査結果)

平成18年度 小中学校調査 4.5%

平成19年度 県立高校調査 1.2%

幼稚園調査 私立2.5% 公立4.4%

※1【自閉症】

自閉症は、対人関係の障害、コミュニケーションの障害、限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴を持つ障害で、3歳までに何らかの症状が見られます。

※2【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことです。特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われています。

※3【広汎性発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。

※4【学習障害】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害です。

※5【注意欠陥多動性障害】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣り合いな、注意力・衝動性・多動性の症状がみられる障害です。

※6【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のことです。

## 6. 高次脳機能障害者

高次脳機能障害とは、頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、「ミスが多い」「作業が長く続けられない」等の注意障害や、「約束を忘れてしまう」「何度も同じ事を繰り返し質問する」等の記憶障害、「予定の時間に間に合わない」「言われたとおりに作業を完成させることができない」等の遂行機能障害、「子供っぽい」「感情を爆発させる」等の社会的行動障害などが生じ、このため日常生活、社会生活への適応が困難になる障害です。

障害の特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

いわてリハビリテーションセンターが平成20年から平成21年に行った調査では、

県内の障害福祉サービス事業所等を利用する高次脳機能障害者数は73人、市町村相談窓口利用は22人、家族会利用は30人で、全125の方が相談窓口や家族会を利用しています。

また、医療機関発生数調査によると患者数は52人で、年間に少なくとも60人から70人前後の患者の発生が推計されています。

#### ※1【高次脳機能障害】

頭部外傷、脳血管障害などの脳損傷に起因する記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などにより、日常生活または社会生活への適応に困難を有する状態のことです。

## 7. 難病患者

難病※1患者数（特定疾患医療受給者数）は、平成22年3月31日現在で、金ケ崎町では52人、岩手県では、7,953人です。

患者数は毎年増加しており、平成17年度末と比較すると岩手県では、1,377人の増となっています。

「難病対策要綱（昭和47年厚生省発表）」において難病の定義がなされており、そのうち56疾患が医療費の助成対象となっています。

#### ※1【難病】

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。厚生労働省が1972年に定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、②経過が慢性にわたり、経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族等の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患としています。

# 第4章

---

## 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 1. 施策の基本的方向

- I お互いの理解と認識を深めるために
- II 健康を保つために
- III 共に学ぶために
- IV 就労を通じた社会参加のために
- V 地域で生活するために
- VI 安全に生活するために
- VII 生きがいづくりのために
- VIII 地域生活支援のためのひとづくり

## 2. 施策の具体的推進方向

### I お互いの理解と認識を深めるために

#### 《現状と課題》

障害のある人も、障害のない人と同様に、社会の一員として安心した生活を送るためには、町民一人ひとりがお互いに人格と個性を尊重し合いながら、生活することが大切です。

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念や、障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人に対する各種施策を実施するだけでなく、各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事を開催し、障害のある人と障害のない人の交流に努め、相互の理解を深めます。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「あなたが暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。」の問いに対し、全体のうち、12.2%(96件)が「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」との回答でした。これは、回答項目で「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」16.8%(133件)の1番めに次いで、2番めに多い回答となっています。

さらに、「障害に対する町民の理解を深めるためには、何が重要だと思いますか。」との問いには、「障害や障害者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が最も多く、次いで「障害のある人との交流を通じた障害への理解の促進」との回答でした。

そこで多くの要望をいただいた内容を重点的に、広報活動の推進や交流ふれあいの機会の充実に努めていきます。

## 《施策の方向》

### 1. 啓発・広報活動の推進

行事や広報等を活用した広報啓発を行い、障害のある人に対する町民の理解と認識を深めます。

項目	項目の内容
(1) 広報や講演会等による啓発	障害や障害(児)者に対する正しい理解と認識を深めるため、町広報、講演会の開催等によりノーマライゼーション意識の普及と障害者理解に努めます。
(2) 「障害者週間」を中心とした広報啓発の実施	「障害者週間」(12月3～9日)に合わせて、岩手県や障害者団体が行う啓発活動に協力し、広く町民が障害者への理解を深められるよう広報啓発を図ります。

### 2. 交流・ふれあいの推進

障害のある人と障害のない人の交流機会の拡大、障害者団体等が町民との交流・ふれあいを目的とするスポーツ、文化、レクリエーション等の活動を積極的に支援します。

項目	項目の内容
(1) 交流・ふれあいの拡大と充実	①「かねがさき夏まつり」などのイベントに町内障害者福祉施設の自主生産品販売の出店を推進し、販売を通して障害のある人と障害のない人の交流を図ります。
	②「岩手県障がい者スポーツ大会」や「にこにこふれあい運動会」(胆江)、「アテルイの里障がい者芸術文化祭」などの開催を支援し、障害者をはじめ多くの町民に参加を呼びかけ、町民との交流・ふれあいの機会の場を提供します。

## Ⅱ 健康を保つために

### 《現状と課題》

障害のある人や家族にとって、健康を維持することは日常生活を送る上で最も大切なことです。そのためには疾病や障害の発生予防など、積極的な健康づくりが必要です。また、障害の重度化を防ぐため、早期発見・早期治療や早期療育、適切なリハビリテーションを受けることができる体制整備と保健・福祉・医療・教育の連携が必須です。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「現在悩んでいることや相談したいことがありますか。」の問いに対し、「自分の健康や治療のこと」が最も多い回答でした。また、「支援（援助・介助・介護）について、感じていることは何ですか。」との問いに対し、「支援者自身の健康に不安がある。」との回答が最も多く、障害者本人やその介護者の健康への不安が浮き彫りとなっています。

### 《施策の方向》

#### 1. 健康維持の普及啓発

「元気100歳プロジェクト」行動計画のもと、障害者及びその家族の健康への意識高揚を推進します。

項目	項目の内容
(1) 健康づくりへの意識啓発	① 広く、「元気100歳プロジェクト」の趣旨普及に努めます。
	② 生活習慣病の予防、がんの早期発見、検診受診の重要性、早期治療・早期療育の重要性についてのPRを行います。
	③ 健康づくりを目的とした各種事業への参加を呼びかけます。
	④ 個々に応じた保健師によるきめ細かな健康相談・家庭訪問を実施します。

## 2. 疾病の発生予防と障害の重度化の抑制対策の推進

障害の中には予防したり、早期に発見することである程度、重度化を予防できる障害もあります。

予防できるものは予防するとともに、早期発見・早期治療、早期療育、早期リハビリテーションにより、できるだけ障害が重度化することを予防し、自立した生活ができるように取り組んでいきます。

項目	項目の内容
(1) 各種検診等受診の推進と検診後の管理	特定健診及びがん検診の検診受診率向上を目指します。早期発見・早期治療の勧奨及び所見が認められた人への受診勧奨、治療の継続を勧奨します。
(2) 母子保健の充実	疾病や障害の早期発見・早期対応を図るため、妊産婦、乳幼児の訪問、健康診査、療育教室(ちゅうりっぷ広場)の充実を図ります。
(3) 生活習慣病の予防	規則的な生活リズム、食生活改善等を勧奨します。

## 3. 障害者及び家族の健康支援

町民意識調査の結果からも多くの障害者及びその家族自身が健康について不安を感じています。少しでもその不安を解消できるよう努めます。

項目	項目の内容
(1) 障害者及び家族への情報提供の充実	①障害福祉サービス事業及び相談窓口の周知を行います。
	②障害者相談員、地区民生委員・児童委員等の身近な相談窓口の周知、活用を普及させます。
	③金ヶ崎町精神保健デイケア「太陽の会」の周知を図ります。
(2) 障害者団体及び親の会の支援	障害者団体及び親の会の活動支援を行います。

#### 4. 保健・福祉・医療・教育の連携

健康づくりと疾病や障害の早期発見・早期療育、早期リハビリテーションの推進、普及啓発活動等を進める上で保健・福祉・医療・教育等関係機関、及び団体等との連携を図ります。

項 目	項 目 の 内 容
(1) 関係機関・団体とのネットワークの強化	保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等が各々果たすべき役割を明確にし、連携体制のもと、ニーズにあったサービスを提供します。

## Ⅲ 共に学ぶために

### 《現状と課題》

障害のある子どもが、いきいきと個性を發揮しながら生活し、その可能性を伸ばしていきけるよう、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて、専門的な知識や技術、愛情をもって教育指導を行っていくことが大切です。また障害のある子どもがない子どもと共に学びながら、必要な教育を受けることができる体制づくりが必要です。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「障害のある児童・生徒の就学環境として望ましいと思うものは、どれか。」の問いに対し、約半数が、「普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育を受けられる環境」と答えました。このようなニーズを踏まえ、きめ細かな個々の支援体制が求められます。

### 《施策の方向》

#### 1. 就学前の障害児への支援の充実

個々の障害児とその家族の多様なニーズに対応できるきめ細かな支援体制の構築を図ります。

項目	項目の内容
(1) 就学前保育等の充実	集団生活の中で発達を促したいという保護者のニーズに対応するため、保育園及び幼稚園への障害のある子どもの受け入れを促進し、町立幼稚園にあつては、保育を支援する支援員の配置に努めます。 また、療育指導に携わる教諭、保育士等の知識と技能の向上を図るため、各種研修会への積極的参加を図ります。
(2) 発達支援体制の充実	運動、知能、行動などで、経過観察・指導が必要な乳幼児とその保護者に対し、関係機関が連携し一体的に相談・支援ができるよう発達支援体制の充実に努めます。

## 2. 就学相談・指導の充実

障害のある子どもの就学については「専門的機関で教育を」と考える保護者がいる一方、「通常学級で学ばせたい」と考える保護者が多くいるのも現状です。こうした保護者のニーズを把握しながら、個々の障害特性により、適した就学場所で教育が受けられるよう、保育園、幼稚園及び学校と連携しながら、相談・指導の充実に努めます。

項目	項目の内容
(1) 就学相談体制の充実	学校における就学相談や就学指導の取り組みに対する支援を充実します。また、療育教室(ちゅうりっぷ広場)や幼稚園、保育園等の関係機関と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう、相談体制の充実に努めます。
(2) ニーズに応じた就学支援の推進	保護者の希望を尊重しながら、本人の意向や能力、障害の状況を踏まえ、適切な進路が選択できる進路指導に努めます。

## 3. 学校教育の充実

本町では町内小中学校6校のうち5校に「特別支援学級」が設置されています。また、小学校1校に「ことばの教室」が設置されています。学校においては、障害のある児童生徒の的確な把握に努め、個々に応じた学習指導や自立に向けた指導の充実に努めています。今後は、障害のある児童生徒の発達をさらに促進するため、専門的な支援を求めるとともに、各学校における特別支援教育の充実に努める必要があります。

このほか、児童生徒が福祉に対する理解と関心を深められるよう、学校においても福祉教育の実施に努めます。

項目	項目の内容
(1) 特別支援教育支援員の配置	障害のある児童生徒が、充実した学習や学校生活ができるよう、特別支援教育支援員の配置に努めます。
(2) 教職員への障害児教育理解の啓発	教員の専門知識や技術向上のため、積極的に研修の機会を提供します。
(3) 小・中学校における「福祉教育」の推進	児童生徒が障害者や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として、成長していけるよう、障害者・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を実施します。

## IV 就労を通じた社会参加のために

### 《現状と課題》

障害者が自立心をもって地域でいきいきと生活していくために、就労は社会的・経済的に極めて重要なことです。しかしながら、障害者をとりまく雇用・就労環境は、その能力を十分発揮できる状況とはいえないのが現状です。これを改善していくため、就労を希望する障害者が能力を最大限に発揮できるよう、障害者雇用及び就業を促進し、就労を通じた社会参加拡大に積極的に取り組みます。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「学校教育修了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか。」の問いに対し、約25%の回答者が「一般企業などの障害者雇用の拡大」と答えました。

就労は、経済的な面で障害者の自立した生活に重要であるとともに社会参加の拡大につながります。

### 《施策の方向》

#### 1. 雇用の場の拡大

障害者の雇用・就労の窓口となる胆江障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所をはじめ、関係機関団体と連携を図りながら雇用の拡大を目指します。

項目	項目の内容
(1) 一般企業(事業所)への雇用普及啓発	障害者雇用促進のための助成制度等を、広報等を通じて紹介します。
(2) 雇用の促進	障害者雇用率未達成の事業所等に対し、関係機関と連携して達成へ向けた働きかけを行います。金ヶ崎町役場においても、障害者の特性に配慮した雇用に努めます。

## 2. 一般就労への移行促進

就労意欲のある障害者に対し、一般就労に向けた取り組みや能力に応じた就労支援の場の確保を図ります。

項目	項目の内容
(1) 一般就労への移行支援	障害者支援施設等から雇用先への円滑な移行ができるよう雇用先への情報提供を行います。
(2) トライアル雇用の推進	障害者の雇用をためらっている事業主に、短期間試行雇用の形で受け入れてもらうよう、制度の普及を図ります。
(3) 職親委託事業の充実	知的障害者が就職に必要な知識及び技術等を習得するため、一定期間生活指導、技術習得訓練等を委託する職親委託制度の適正な運用・普及を図ります。

## 3. 工賃アップのための取り組み

就労継続支援(B型)事業所等で働く障害者の工賃水準の向上を目指します。

項目	項目の内容
(1) 工賃向上支援	①就労継続支援(B型)事業所で働く障害者の工賃の向上を図るため、金ヶ崎町役場及び一般企業(事業所)からの受注拡大を促進します。
	②自主生産品の販路確保を支援します。
(2) 自主生産品のPR推進	町や関係機関団体が開催するイベントで、自主生産品販売を通して自主生産品を積極的にPRします。

#### 4. 働く環境の整備

グループホーム等の整備を支援し、就労に必要な日常生活の場の確保を図ります。

項目	項目の内容
(1) グループホーム・ケアホーム・空き家等の有効活用	通勤が困難のために就労できないでいる障害者に対し、職場に近いグループホーム等への入居を勧めます。また、空き家などをグループホーム等に活用できるよう、事業者との情報共有を図ります。
(2) 通勤手段の確保	障害者が一般就労するうえで、一番の課題となっているのが、通勤手段の確保です。このため、就労を希望する障害者の通勤手段の確保について支援します。

## V 地域で生活するために

### 《現状と課題》

障害者が住みなれた地域で安心し、また、自立して生活していく上で必要なサービスや訓練を受けたり、仲間や地域の人たちと一緒に活動する機会を得ることは、有意義かつ大変重要なことです。そのためには、相談体制の整備、障害福祉サービスの充実、経済的自立の援助を目的とした各種制度の助成の充実などが求められます。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「あなたが暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。」との問いに対し、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も多い回答でした。次いで、「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、次に「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」との回答でした。

また「成年後見制度について知っていますか。」の問いに対して、約70%の回答者が「名前や内容について知らない」と答えており、広く制度の周知・普及が課題となっています。

### 《施策の方向》

#### 1. 相談支援体制の整備

障害者が自立した生活を送るためには、必要に応じて情報の提供を受けることのできる相談支援体制が必要です。相談支援の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるよう、相談支援体制の充実や、関係機関によるネットワークの構築を図ります。

項目	項目の内容
(1) 相談支援の充実	①障害者がより身近な場所で相談ができるよう、障害者相談員、地区民生委員・児童委員の活用と、相談支援事業所、社会福祉法人、NPO法人等との協働連携を図ります。 ②「成年後見制度」※1の周知を図ります。

(2) 相談支援機能の強化	「市町村相談支援機能強化事業」※2を活用し、相談支援専門員の知識・技能向上を目的とした研修会等への参加を積極的に実施します。
---------------	--

## 2. 在宅福祉の充実

障害者が地域で安心して生活するためには、いつでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが必要です。中でも、日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことができません。

特に在宅生活が、家族による支援のみに頼ることなく、障害者が安心して暮らすことができるよう、サービスの質や量の充実を図るとともに、各種サービスの周知を図ります。

項目	項目の内容
(1) 生活の場の確保	①県と連携を図り、地域や事業者からの理解を得ながら、「グループホーム・ケアホーム」※3の整備や確保に努めていきます。 ②空き家などのグループホーム・ケアホームの活用を検討します。
(2) ケアマネジメント体制の強化	障害者やその家族からの相談に応じ、個々の心身状況やサービスの利用意向、家族介護の状況等を踏まえた適切な支給決定を行うため、関係機関との連携によるケアマネジメント体制の強化を図ります。
(3) 訪問系サービス※4の充実	身体・知的・精神障害に対応できる事業者や発達障害等を視野に入れた新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。
(4) 短期入所の充実	一時的な入所支援を提供する事業所の確保に努めます。
(5) 日中活動の場の充実	障害の状況や年齢等に応じて支援していけるよう、「日中活動系サービス」※5や日中一時支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実を図ります。
(6) 地域生活支援事業の充実	①障害者の社会参加を積極的に進めるための「移動支援事業※6」を実施し、事業の周知に努めます。 ②障害者の社会参加を積極的に進めるための「生活支援事業※7」「社会参加促進事業※8」の事業内容の充実と、より多くの参加・利用ができるよう情報提供に努めます。 ③聴覚、言語などに障害があり、意思疎通に障害をきたす人に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行います。 ④日常生活を営むのに支障がある障害者へ日常生活の便

	<p>宜と生活の質の向上のために日常生活用具給付事業を行い、適切な利用に係る情報提供や、親身な相談に努めます。</p>
	<p>⑤利用者負担額については、障害福祉サービスとの均衡を図りながら、利用者への過度の負担とならないよう、柔軟な金額の改正を行います。</p>

### 3. 地域生活移行支援

地域で生活したい施設入所者や、受け入れ条件が整えば退院可能な、精神障害を持つ人が安心して地域で生活できるよう、関係機関が連携した相談・見守り体制の充実に図り、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に支援します。

項目	項目の内容
(1) 精神障害者退院促進の推進	①医療機関と連携し、地域生活への移行を支援します。
	②地域生活への不安解消を図るため、退院前の外出支援や施設等への体験通所などの支援を行います。
	③退院後の症状が継続的に安定するよう、医療機関と関係者等が連携して、安心した生活を送ることができるよう支援を行います。
(2) 障害者入所施設から地域生活への移行促進	①入所施設と情報共有を行い、地域生活への移行を支援します。
	②個々の地域生活環境に応じて関係者間の一体とした支援を行います。

### 4. 地域生活の安定向上

障害者の雇用の確保とともに障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当など各種手当の制度を広く周知し、生活の安定向上を推進します。

項目	項目の内容
(1) 年金、手当等の制度周知	<p>特別障害者手当等、在宅重度障害者家族介護慰労手当など各種手当等の制度の周知を図るとともに、関係機関との連携を図り、対象者の適切な把握に努めます。</p>
(2) 関連制度の充実	<p>①身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めるとともに、経済的負担を軽減するための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税の減免制度</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の障害者控除</li> <li>・医療費の助成制度</li> <li>・各種交通機関の割引制度</li> <li>・町が実施する「福祉タクシー利用助成券」交付制度</li> </ul> などの周知を図ります。
	②生活の安定を目的として年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知と加入を促進します。

## 5. 障害者への情報提供手段の充実

障害のある人が、必要な情報を容易に得られるような情報提供に努めます。

項 目	項 目 の 内 容
(1) 情報提供手段の充実	①町広報・ホームページ掲載記事のルビ(漢字へのふりがな)による情報提供を検討します。
	②視覚障害者に対応した声の広報の推進を図ります。
	③聴覚障害に対応した、手話通訳者・要約筆記者の要請を推進し、派遣体制の充実を図ります。

### ※1「成年後見制度」

精神上の障害(知的障害、精神障害、高齢者認知症など)により判断能力が十分でない者が、不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その者を援助してくれる後見人等を選定してもらう制度。

### ※2「市町村相談支援機能強化事業」

障害者自立支援法第77条に基づき市町村が実施する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)に掲げる相談支援事業で、一般的な相談事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業。

### ※3「グループホーム・ケアホーム」

グループホーム（共同生活援助）とは、地域において共同生活を営むのに支障のない程度の障害を持つ人に、共同生活住居において相談その他日常生活上の支援を行うもの。

ケアホーム（共同生活介護）とは、障害を持つ人が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談その他日常生活上の支援のほか入浴、排せつ又は食事の介護等を行うもの。（法に基づく障害程度区分2以上の者）

### ※4「訪問系サービス」

障害福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）など、在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス。

### ※5「日中活動系サービス」

障害福祉サービスのうち、生活介護や就労継続支援など、施設において昼間の活動を支援するサービス。

### ※6「移動支援事業」

地域生活支援事業に掲げる事業で、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援（移動介護）を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すための事業。

### ※7「生活支援事業」

地域生活支援事業に掲げる事業で、障害者等に対し、日常生活上必要な生活訓練等事業、本人活動支援事業などを行うことにより、生活の質的向上と社会復帰の促進を図るための事業。

## VI 安全に生活するために

### 《現状と課題》

障害者が社会の一員として住み慣れた地域で安心して生活するためには、障害者の利用に配慮した生活環境を整備していくことが不可欠です。

日常生活を送るうえでの重要な基盤のひとつである住宅の整備をはじめ、安全を守るための緊急時の安全確保対策も含めた総合的な“ひとにやさしいまちづくり”の推進を図ることが求められています。

また、“ひとにやさしいまちづくり”の推進にあたっては、町民や民間事業者の理解と協力を得て進めていく必要があることから、そのための啓発広報等の充実も必要です。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「外出するときに困っていることは何ですか。」との問いに対し、「建物の階段・段差」が15.4%で最も多く、次いで「歩道・通路の段差・障害物」が13.4%、次いで「トイレの利用」が10.3%となっています。

### 《施策の方向》

#### 1. ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者、高齢者にやさしいまちづくりは、すべてのひとにやさしいまちづくりの推進につながるという視点に立ち、町民・民間事業者等の協力のもと推進していきます。

項目	項目の内容
(1) ひとにやさしいまちづくり事業の推進	①障害者が地域社会において、主体的に社会参加の促進を図るために、ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方に基づいた生活基盤の整備、障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業の促進を図ります。 ②県の「ひとにやさしいまちづくり条例」について、広く町民、民間事業者等に周知します。

## 2. 住宅、生活環境の整備促進

障害者が安全で快適な日常生活を送るために、住宅を中心に環境整備を図るとともに、公共施設等についても、町民だれもが安心して利用できるような空間整備の推進に努めます。

項目	項目の内容
(1) 障害者に配慮した駐車場や障害者用トイレ等の整備・改善	①障害者が安全で快適な日常生活を送ることができるよう、障害者に配慮した駐車場や障害者用トイレ等の整備に努めます。 ②県の「ひとにやさしい駐車場利用者制度」について、広く町民、民間事業者等に周知します。
(2) 住宅改修費の助成	障害者・高齢者の在宅生活を支援するために、段差解消、手すりの設置等の住宅改修経費の一部を助成します。

## 3. 交通手段の整備充実

障害者や高齢者等の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、快適かつ安全な交通手段の改善と整備を図ります。

項目	項目の内容
(1) 道路等の整備	車道等の整備に併せて、段差の解消など安心して通行できる歩道の整備に努めます。
(2) 移動支援の充実	①重度障害者等の移動支援を図るため、タクシー利用助成を継続し、社会参加の促進及び通院等の便宜を図ります。 ②重度身体障害者又はその介護者が運転する自動車の改造等に要する経費を助成する事業の周知を図ります。

#### 4. 防災等安全対策の推進

地域の防犯・防災の組織体制の確立を図るとともに、災害時における避難場所の整備と充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

項目	項目の内容
(1) 地域の防犯・防災の組織体制の確立	①民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と連携し、一人ひとりの障害者の見守りや安否確認を行うネットワークづくりを確立し、災害時における障害者の情報伝達や避難誘導の円滑化を図ります。
	②町内の障害者福祉施設との情報伝達体制を明確化し、障害者の安否確認の早急な対応に努めます。
(2) 緊急時通報体制の充実	①災害時の聴覚障害児(者)向け、聴覚障害者用情報受信装置の日常生活用具の普及に努めます。
	②ひとり暮らしの高齢の障害者に、緊急通報装置の設置を促します。
(3) 避難場所の周知	金ヶ崎町防災マップ(平成24年度改訂)の周知を推進し、災害時の避難場所の周知を徹底します。

## Ⅶ 生きがいつくりのために

### 《現状と課題》

障害者が生きがいをもって生活することは、社会参加の促進につながるとともに、心身の健康維持に大切なことです。余暇活動の支援、スポーツや文化活動を満足に楽しむことができる機会を提供するなどの自己実現や社会参加ができる体制づくりに努めます。

### 《施策の方向》

#### 1. 余暇活動の充実

障害者が心豊かな生活を送ることができるよう、余暇活動の場の提供と支援を行います。

項目	項目の内容
(1) 日中活動の場の周知	①遊休地などの利用を斡旋し、農作物の育成を通して、生活意欲増進につながるよう、支援します。
	②日中一時支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を情報提供し、それぞれの状況に応じた、サービスの利用を推奨します。
	③金ケ崎町精神保健デイケア「太陽の会」について、周知を図ります。

#### 2. スポーツ・レクリエーションの推進

障害のある人がスポーツ・レクリエーションを通して、体力づくりや仲間づくり、障害のない人との交流が図られるなどの各種施策を推進します。

項目	項目の内容
(1) 生涯スポーツ事業の充実	障害者の参加に配慮した各種スポーツ交流会・レクリエーションを開催を検討します。
(2) スポーツ・レクリエーションへの参加促進	「岩手県障がい者スポーツ大会」や「にこにこふれあい運動会」(胆江)の積極的な参加を呼びかけます。

### 3. 文化・芸術活動の推進

障害のある人が文化・芸術活動に数多く接する中で、自らが文化・芸術に興味を持つことができるよう鑑賞の機会や発表の場づくり、情報の提供などに努めます。

項 目	項 目 の 内 容
(1) 生涯学習事業への参加促進	趣味の世界や教養を身につけるために、生涯学習事業による各種講座等への参加を呼びかけます。
(2) 文化・芸術活動への参加促進	①「町民芸術文化祭」への地域活動支援センターや金ヶ崎町精神保健ディケア「太陽の会」等での創作活動による作品の出展を奨励します。
	②町内障害者福祉施設の「アテルイの里障がい者芸術文化祭」の参加について、積極的に奨励します。

## Ⅷ 地域生活支援のためのひとづくり

### 《現状と課題》

障害者が家族や地域の人々と共に生活していくなかで、個々の状況に応じた多様なニーズに対応し、必要とする適切なサービスが受けられるように、専門的な知識や技能をもった人材の確保が求められています。

また、地域住民等のボランティア支援は、地域の福祉活動を支える原動力として期待されており、障害者の社会参加を促進するうえで重要となっています。

こうした障害者を支える人材を積極的に育成していくこと、つまり“ひとづくり”が“まちづくり”の推進にもつながります。

#### 【町民意識調査からこのような意見をいただきました】

「ボランティアによる日常の援助などを受け入れたいと思いますか。」との問いに対し、「受け入れたい」が「受け入れたくない」を若干上回っているものの、「どちらともいえない」が半数を占めています。

また、「受け入れたい」と回答した人で「どのサービスを受け入れたいと思いますか。」との問いに対し、「病院などの送迎、外出介助」が24.2%で最も多く、次いで「話相手、相談相手」が14.4%、次いで「食事の世話」12.4%となっています。

### 《施策の方向》

#### 1. ボランティア活動の推進

ボランティアの積極的な育成に努めるとともに、その自主性を尊重しつつ、多様なボランティア活動を広く支援し、厚みのある地域福祉活動の展開を図ります。

項目	項目の内容
(1) ボランティア活動の普及・啓発	金ケ崎町社会福祉協議会と連携をし、 ①学校教育、生涯学習等を通じて、ボランティア活動の必要性と意義について浸透を図ります。 ②ボランティアに関する学習機会を提供し、人材の育成とネットワークづくりに努めます。

	③町広報、ホームページを通じて、ボランティア活動に関する情報を幅広く町民に提供し、地域に即した創意と工夫あふれるきめ細かな福祉活動が展開されるような環境づくりを促進していきます。
(2) ボランティア活動の支援	①精神障害者ボランティア、声の広報作成ボランティア等の障害者支援ボランティアグループの活動支援を行います。 ②老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア、各種団体等による、高齢者や障害者への相互支援活動を積極的に助長します。 ③企業、民間団体等のボランティア活動を助長します。

## 2. 研修体制の充実

障害福祉サービス提供者等の知識の向上や質の高い技能の習得を促進します。

項目	項目の内容
(1) 施設等職員の研修の充実	施設等職員の知識向上を目的とした研修会を開催します。

# 第5章

---

## 主要施策の数値目標と サービス見込量

(障害福祉計画部分)

## 第5章 主要施策の数値目標とサービス見込量

### 1. 金ヶ崎町障害福祉計画（第2期）（平成21年度～23年度）における実績

#### (1) 障害福祉サービスの実績

##### I 訪問系サービス

第2期における利用状況は、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はなく、居宅介護の利用はほぼ横ばいでした。計画値に対して平成21年度は98.8%、22年度は106.7%の実績となっています。

(月あたり)

区 分	単 位	21年度		22年度		23年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	81	80	90	96	98	64
	人	—	10	—	12	—	8

##### II 日中活動系サービス

第2期における利用状況は、事業所等の新サービス体系への移行期間のため、移行状況によって、就労移行支援などサービスについて計画値と実績値に差が生じております。

(月あたり)

区 分	単 位	21年度		22年度		23年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
生活介護	人日分	367	318	474	345	539	519
	人	27	22	31	22	33	30
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0	22	0
	人	0	0	0	0	1	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	60	23	148	23	178	13
	人	4	1	8	1	10	1
就労移行支援	人日分	44	23	44	36	132	29
	人	2	1	2	2	6	2

(月あたり)

区 分	単位	21 年度		22 年度		23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
就労継続支援（A型）	人日分	22	0	44	18	44	22
	人	1	0	2	1	2	1
就労継続支援（B型）	人日分	440	458	572	387	649	540
	人	20	21	26	24	30	27
療養介護	人分	3	1	3	1	3	1
児童デイサービス	人日分	12	50	20	68	20	96
	人	3	3	5	6	5	8
短期入所	人日分	20	6	32	16	40	16
	人	5	1	8	4	10	4

### Ⅲ 居住系サービス

共同生活援助については、利用者が計画値に比べ下回っているものの、概ね計画値となっています。

(月あたり)

区 分	単位	21 年度		22 年度		23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
共同生活援助（グループホーム）	人分	6	1	6	2	6	2
共同生活介護（ケアホーム）	人分	11	12	12	15	16	17
施設入所支援	人分	7	6	11	9	11	15

### Ⅳ 相談支援

第2期計画期間では、サービス利用計画対象者はありませんでした。

(月あたり)

区 分	単位	21 年度		22 年度		23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
相談支援 （サービス利用計画作成）	人分	2	0	3	0	3	0

## (2) 地域生活支援事業の実績

日常生活用具給付については、特に排せつ管理支援用具（ストマ装具）の実績が伸びています。

移動支援については、支給決定は受けているものの、障害福祉サービスの居宅介護（通院等介助）も併せて利用しているため、実績がなかったものと考えられます。

地域活動支援センターについては、町内に平成21年度に1カ所新設されたことに伴い、利用者数が伸びており、障害者の余暇活動の充実が図られています。

(年間)

区 分	単 位	21 年度		22 年度		23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
1 相談支援事業							
(1) 相談支援事業							
ア 障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
イ 地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1
(2) 相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
(3) 住宅入居等支援事業	箇所	1	0	1	0	1	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	0	1	0
2 コミュニケーション支援事業	人	7	13	7	20	8	22
3 日常生活用具給付等事業							
(1) 介護・訓練支援用具	件	1	0	1	1	1	1
(2) 自立生活支援用具	件	1	1	1	1	1	1
(3) 在宅療養等支援用具	件	1	3	1	2	1	1
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	4	7	2	7	2	5
(5) 排せつ管理支援用具	件	18	48	18	48	18	48
(6) 居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	0	1	2
4 移動支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	2	1	2	0	5	0
	時間	20	0	20	0	50	0
5 地域活動支援センター							
(1) 基礎的事業	箇所	3	3	4	3	4	3
	人	5	4	7	12	10	15
(2) 機能強化事業	箇所	3	1	3	1	3	1
6 その他の事業							
(1) 更生訓練・施設入所者就職支度金給付	箇所	1	0	1	0	1	0
	人	2	0	2	0	2	0
(2) 知的障害者職親委託制度	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	1	0	1	0	1	0

(年間)

区 分	単位	21 年度		22 年度		23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
(3) 生活支援事業							
ア 生活訓練等事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	10	21	10	15	10	15
(4) 日中一時支援事業	箇所	6	5	8	6	8	3
	人	12	11	14	10	15	8
(5) 社会参加促進事業							
ア 自動車改造等助成事業	件	1	1	1	1	1	1

### (3)現状と課題

#### 1 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、サービスを利用する方がほぼ固定されてきている一方で、支給決定を受けていてもサービスを利用していない方もあり、利用者数が減少傾向にあります。これは、日中一時支援事業や地域活動支援センターの利用が増えたことにより、在宅でのサービス利用が減ったものと考えられます。

しかし、訪問系サービスが減少傾向にあっても在宅で過ごしたいというニーズは多く、在宅での安心安全した生活への支援体制が課題であります。

日中活動系サービスについては、アンケートではリハビリや就労を希望する声もある中、自立訓練（機能訓練・生活訓練）などのサービスは、提供事業者が町内及び近隣市町にはないため利用が進んでおらず、サービス提供事業者の確保が必要になってきています。

居住系サービスについては、概ね計画に沿って推移していますが、生活の場として、グループホームやケアホームを希望する声が多く、将来的な需要を見込んだ身近な地域における居住の場の確保が課題であります。

#### 2 地域生活支援事業

相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業については、概ね計画どおりに推移しています。

移動支援事業については、利用するにあたっての要件等もあり、サービス利用が進んでいないことから、サービス内容の周知、サービス提供事業者の確保等、利用を促進していくことが必要となります。

# 金ヶ崎町障害者福祉計画（平成24～30年度）にかかるアンケート結果

## ＜調査の概要＞

### ●目 的

金ヶ崎町障害者福祉計画策定にあたり、障害のある人の現状や障害者施策に関する意識、要望を把握する。

### ●調査対象者

町内に住民登録している身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している者。

### ●調査期間

平成23年8月10日～平成23年8月31日

### ●調査方法

郵送にて 往返信

### ●調査対象者数

729名	(内訳)	身体障害者	602名
		知的障害者	87名
		精神障害者	40名

### ●回答者数

446名

### ●回収率

61.2%

## 〈結果の概要〉

### ① 属性について

**性別**…男性がやや多いが、男女ともほぼ半数である。

**年齢**…70代が最も多く、次に80代となっており、70代と80代が全体の半分を占めている。

**家族構成**…4人以上が48.2%と多く、「夫婦と子ども世帯」が全体の59.3%を占めている。

### ② 障害について

#### 身体

**等級**…1、2級の重度身体障害者が193名で約半数を占めている。

**障害種別**…肢体不自由（下肢）が最も多く、次に内部障害、次に肢体不自由（上肢）となっている。

#### 知的

**判定**…A判定、B判定とも、ほぼ同じ割合で所持している。

※A判定（重度）、B判定（軽度）

#### 精神

**等級**…1級、2級とも、ほぼ同じ割合で所持している。

※1級（重度）、2級（軽度）

### ③ 介護(援助・介助・介護)について

**必要なとき**…「外出するとき（通院や買い物など）」が最も多く、次いで「日常の暮らしに必要な事務手続きなど」、次いで「緊急時に避難・連絡したいとき」となっている。

**願いする人**…「家族や親戚」が全体の71.5%、「ヘルパー・施設職員」が27.5%となっている。

#### ④ 障害福祉サービスについて

**今後の利用の意向**…「地域活動支援センター（ディサービス）」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」を希望する人が多い。

**困っていること**…「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「サービス利用の手続きが大変」が多く寄せられている。

#### ⑤ 悩みごとについて

**内容**…「自分の健康や治療のこと」が全体の21.9%と最も多く、次いで「生活費など経済的なこと」が11.7%となっている。

**相談先**…「家族・親戚」「医療機関」に相談する人が多い。

#### ⑥ 外出について

**頻度**…週に4回以上、外出している人が最も多い。

**交通手段**…「自家用車」がほぼ半数を占め、次に「バス・電車」となっている。

#### ⑦ 就労について

**就労の有無**…仕事をしていない人が全体の61.5%を占めている。

**就労するための配慮**…「職場内で、障害に対する理解があること」、「障害の状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が必要であるとの回答が半数を占めている。

#### ⑧ 防災について

**災害時の不安**…「避難する際の不安」、「避難先での不安」が多い。

**避難所などで困ること**…「薬や医療のこと」、「トイレのこと」、「介助・介護してくれる人のこと」があげられている。

## 金ヶ崎町障害者福祉計画にかかるアンケート結果

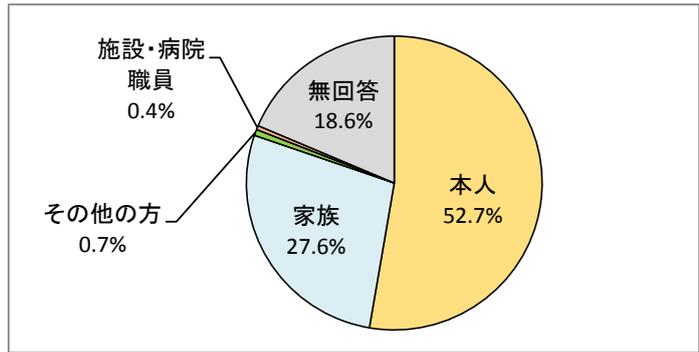
対象者 729名

回答者 446名

回答率 61.2%

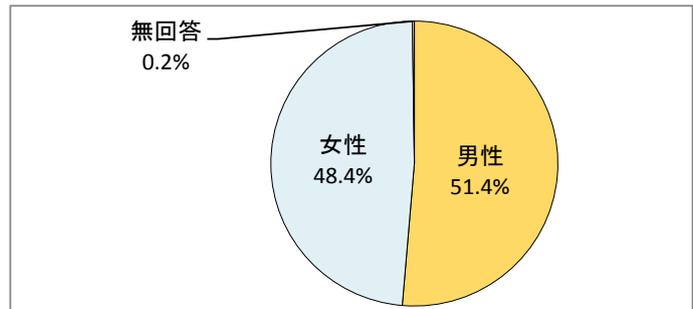
問1 お答えいただくのは、どなたですか。

(人)			
1	本人	235	52.7%
2	家族	123	27.6%
3	施設・病院職員	2	0.4%
4	その他の方	3	0.7%
5	無回答	83	18.6%
合計		446人	100.0%



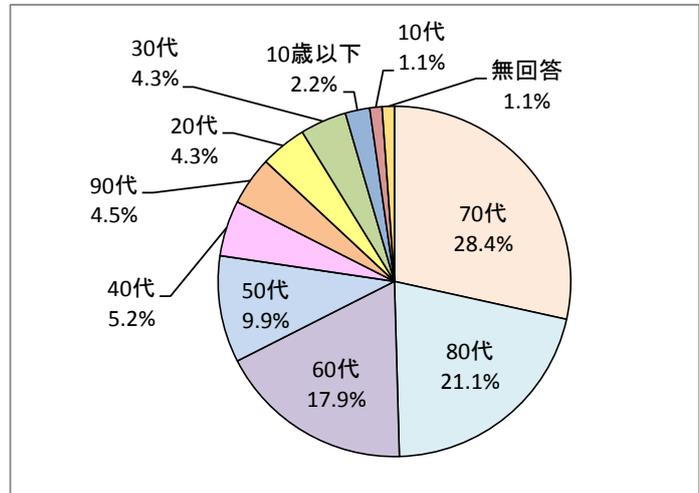
問2 性別

1	男性	229	51.4%
2	女性	216	48.4%
3	無回答	1	0.2%
合計		446人	100.0%



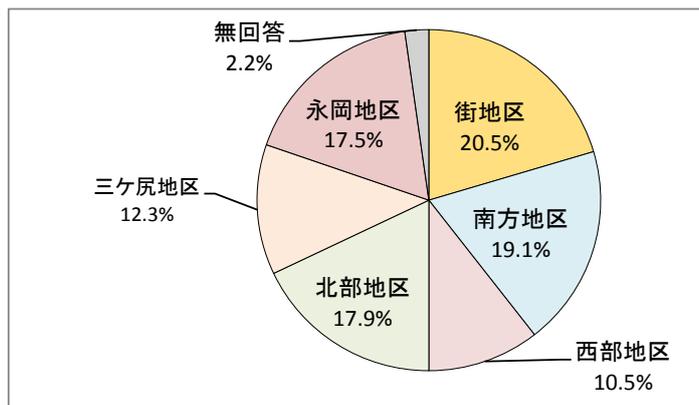
問3 年齢

1	10歳以下	10	2.2%
2	10代	5	1.1%
3	20代	19	4.3%
4	30代	19	4.3%
5	40代	23	5.2%
6	50代	44	9.9%
7	60代	80	17.9%
8	70代	127	28.4%
9	80代	94	21.1%
10	90代	20	4.5%
11	無回答	5	1.1%
合計		446人	100.0%



問4 居住地（生活圏）はどちらですか。

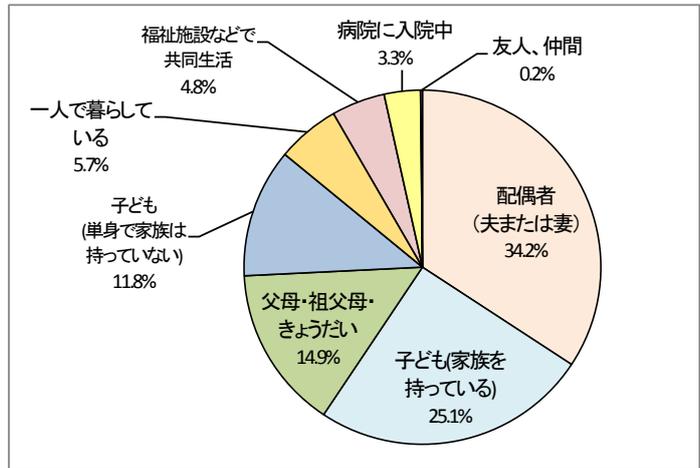
☆	街地区	91	20.5%
☆	南方地区	85	19.1%
☆	西部地区	47	10.5%
☆	北部地区	80	17.9%
☆	三ヶ尻地区	55	12.3%
☆	永岡地区	78	17.5%
☆	無回答	10	2.2%
合計		446人	100.0%



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。  
あなたからみた続柄でお答えください。

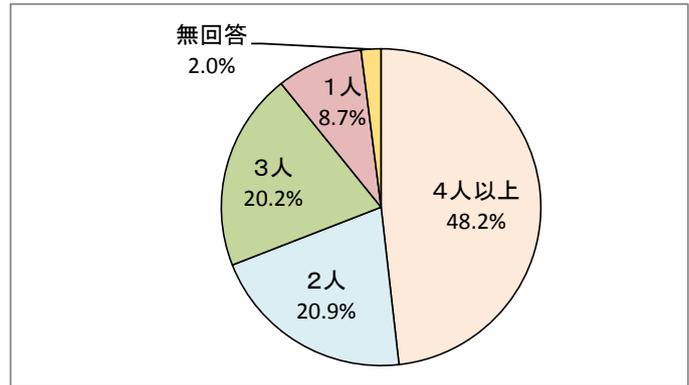
(複数回答)

1	父母・祖父母・きょうだい	86	14.9%
2	配偶者(夫または妻)	198	34.2%
3	子ども(単身で家族は持っていない)	68	11.8%
4	子ども(家族を持っている)	145	25.1%
5	友人、仲間	1	0.2%
6	一人で暮らしている	33	5.7%
7	福祉施設などで共同生活	28	4.8%
8	病院に入院中	19	3.3%
合 計		578人	100.0%



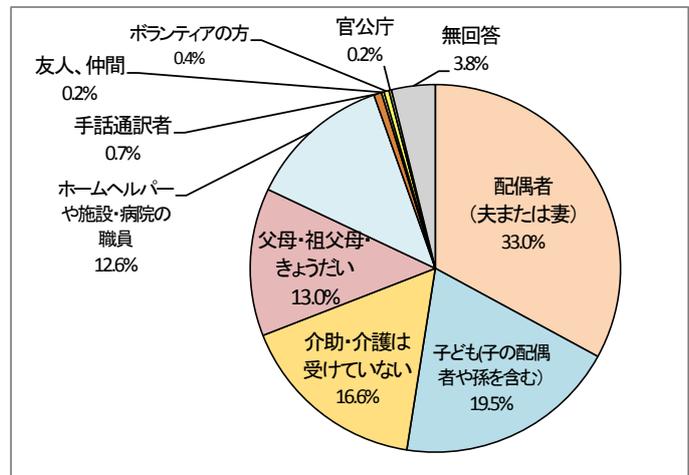
問6 あなたを含め、何人で暮らしていますか。

1	1人	39	8.7%
2	2人	93	20.9%
3	3人	90	20.2%
4	4人以上	215	48.2%
5	無回答	9	2.0%
合 計		446人	100.0%



問7 日頃、日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助(口添えやうながし)・介助(手助け)・介護(看護)しているのはどなたですか。

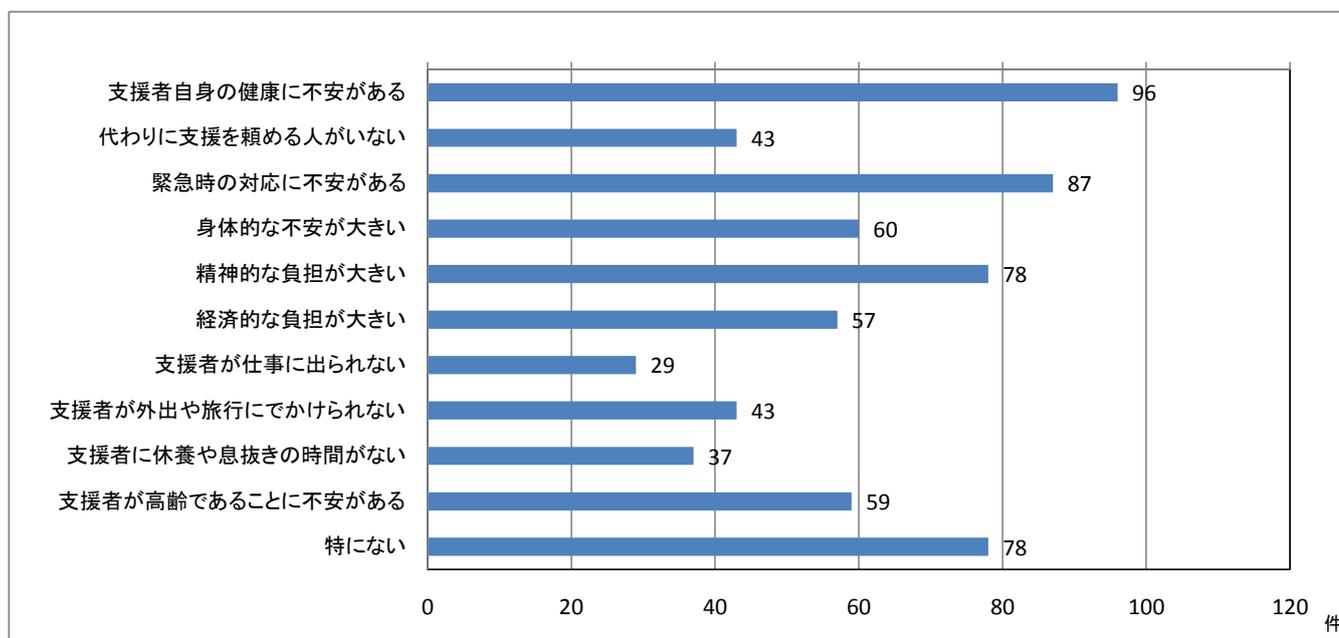
1	父母・祖父母・きょうだい	58	13.0%
2	配偶者(夫または妻)	147	33.0%
3	子ども(子の配偶者や孫を含む)	87	19.5%
4	友人、仲間	1	0.2%
5	ボランティアの方	2	0.4%
6	ホームヘルパーや施設・病院の職員	56	12.6%
7	介助・介護は受けていない	74	16.6%
8	手話通訳者	3	0.7%
9	官公庁	1	0.2%
10	無回答	17	3.8%
合 計		446人	100.0%



問8 支援（援助・介助・介護）について、感じていることは何ですか。

（複数回答）

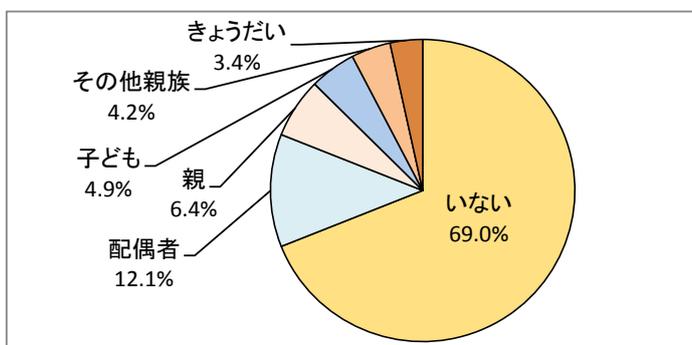
1	支援者自身の健康に不安がある	96	14.7%
2	代わりに支援を頼める人がいない	43	6.4%
3	緊急時の対応に不安がある	87	13.0%
4	身体的な不安が大きい	60	9.0%
5	精神的な負担が大きい	78	11.7%
6	経済的な負担が大きい	57	8.5%
7	支援者が仕事に出られない	29	4.3%
8	支援者が外出や旅行にでかけられない	43	6.4%
9	支援者に休養や息抜きの時間がない	37	5.5%
10	支援者が高齢であることに不安がある	59	8.8%
11	特になし	78	11.7%
合 計		667件	100.0%



問9 あなた以外の同居人で、支援（援助・介助・介護）を必要とする人がいますか。

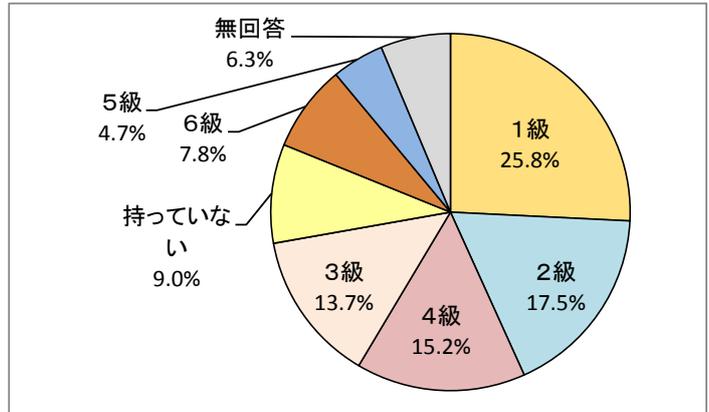
（複数回答）

1	配偶者	49	12.1%
2	子ども	20	4.9%
3	親	26	6.4%
4	きょうだい	14	3.4%
5	その他親族	17	4.2%
6	いない	280	69.0%
合 計		406人	100.0%



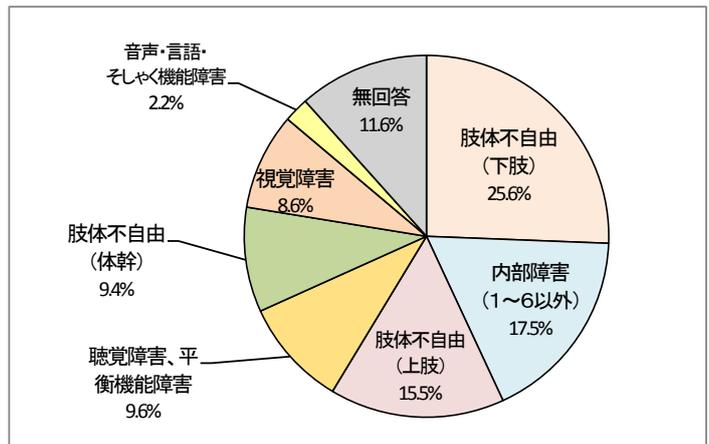
問10 身体障害者手帳をお持ちですか。

1	1級	115	25.8%
2	2級	78	17.5%
3	3級	61	13.7%
4	4級	68	15.2%
5	5級	21	4.7%
6	6級	35	7.8%
7	持っていない	40	9.0%
8	無回答	28	6.3%
合計		446人	100.0%



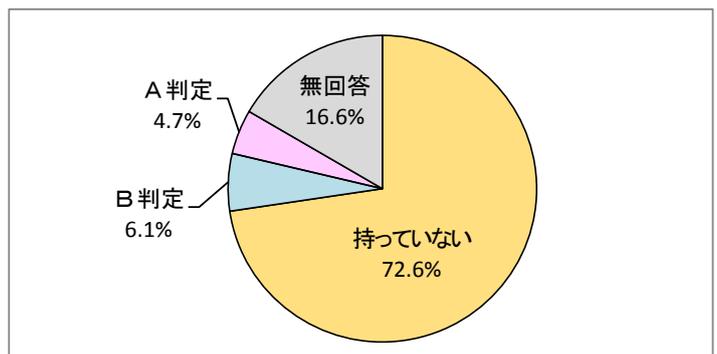
問11 身体障害者手帳をお持ちの場合、障害区分は次のうちどれですか。

1	視覚障害	35	8.6%
2	聴覚障害、平衡機能障害	39	9.6%
3	音声・言語・そしゃく機能障害	9	2.2%
4	肢体不自由(上肢)	63	15.5%
5	肢体不自由(下肢)	104	25.6%
6	肢体不自由(体幹)	38	9.4%
7	内部障害(1~6以外)	71	17.5%
8	無回答	47	11.6%
合計		406人	100.0%



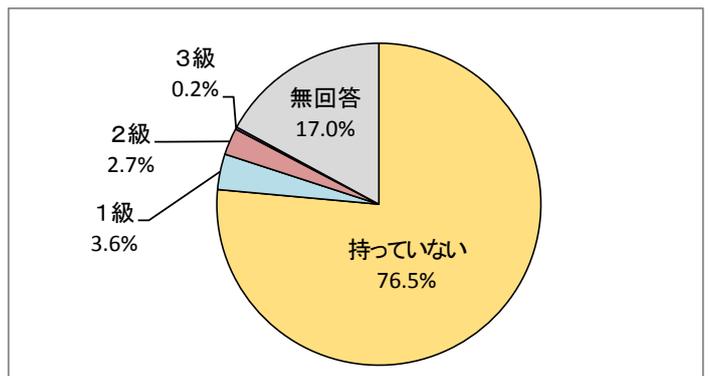
問12 療育手帳をお持ちですか。

1	A判定	21	4.7%
2	B判定	27	6.1%
3	持っていない	324	72.6%
4	無回答	74	16.6%
合計		446人	100.0%



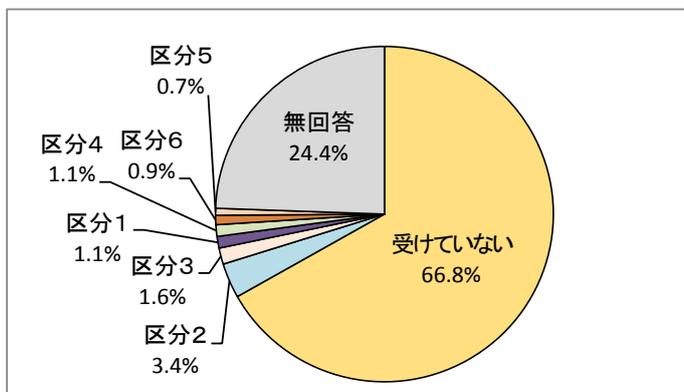
問13 精神保健福祉手帳をお持ちですか。

1	1級	16	3.6%
2	2級	12	2.7%
3	3級	1	0.2%
4	持っていない	341	76.5%
5	無回答	76	17.0%
合計		446人	100.0%



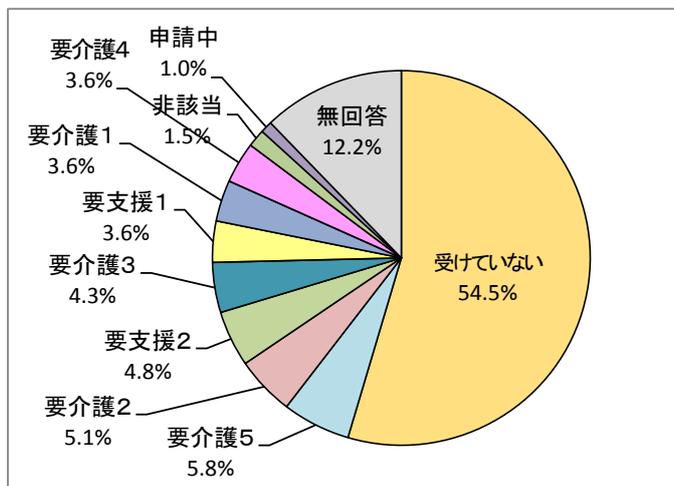
問14 障害福祉サービスの障害程度区分の認定を受けていますか。

1	区分1	5	1.1%
2	区分2	15	3.4%
3	区分3	7	1.6%
4	区分4	5	1.1%
5	区分5	3	0.7%
6	区分6	4	0.9%
7	受けていない	298	66.8%
8	無回答	109	24.4%
合 計		446人	100.0%



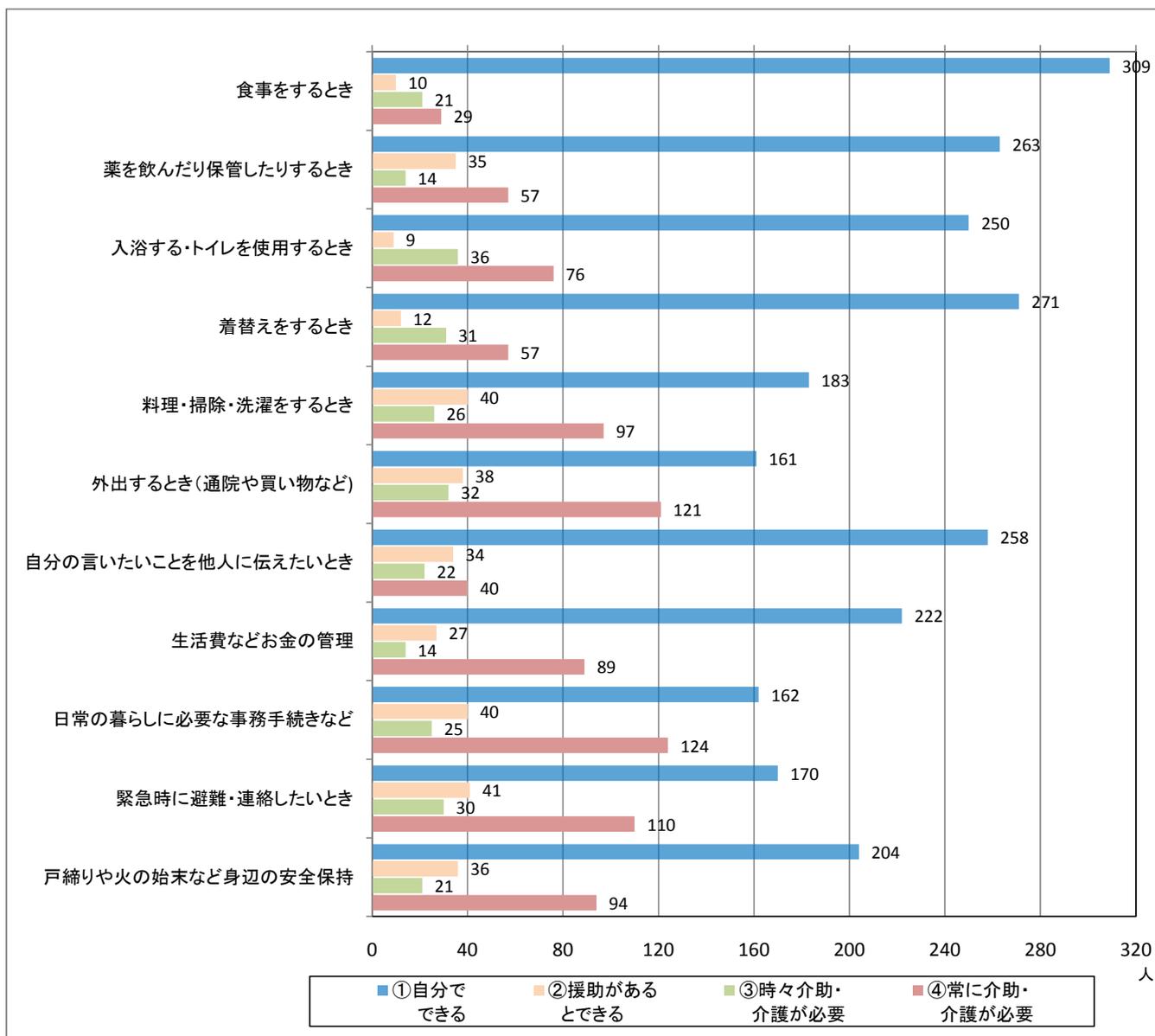
問15 40歳以上の方におたずねします。介護保険の要介護認定を受けていますか。

1	要支援1	14	3.6%
2	要支援2	19	4.8%
3	要介護1	14	3.6%
4	要介護2	20	5.1%
5	要介護3	17	4.3%
6	要介護4	14	3.6%
7	要介護5	23	5.8%
8	非該当	6	1.5%
9	申請中	4	1.0%
10	受けていない	215	54.5%
11	無回答	48	12.2%
合 計		394人	100.0%



問16 次のことをどのようにしていますか。

必要な支援の内容	(1)支援(援助・介助・介護)が必要なのは、どのような時ですか。				(2)(1)で「2・3・4」を付けた方支援をお願いするのは主にどなたですか。			
	①自分でできる	②援助がある	③時々介助・介護が必要	④常に介助・介護が必要	家族や親戚	友人・近所・ボランティアの人	ヘルパー・施設職員	その他
食事をするとき	309	10	21	29	34	0	26	0
薬を飲んだり保管したりするとき	263	35	14	57	68	1	41	0
入浴する・トイレを使用するとき	250	9	36	76	66	0	57	0
着替えをするとき	271	12	31	57	59	0	42	0
料理・掃除・洗濯をするとき	183	40	26	97	120	1	39	0
外出するとき(通院や買い物など)	161	38	32	121	141	2	40	0
自分の言いたいことを他人に伝えたいとき	258	34	22	40	62	3	30	0
生活費などお金の管理	222	27	14	89	110	1	20	0
日常の暮らしに必要な事務手続きなど	162	40	25	124	152	1	33	0
緊急時に避難・連絡したいとき	170	41	30	110	132	4	44	0
戸締りや火の始末など身の安全保持	204	36	21	94	108	1	32	0



問17 現在、どのように暮らしていますか。

1	一人で暮らしている	33	7.4%
2	家族と一緒に暮らしている	353	79.2%
3	福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	25	5.6%
4	仲間と共同生活をしている(グループホーム、ケアホームなど)	4	0.9%
5	病院へ入院している	18	4.0%
6	無回答	13	2.9%
合 計		446人	100.0%

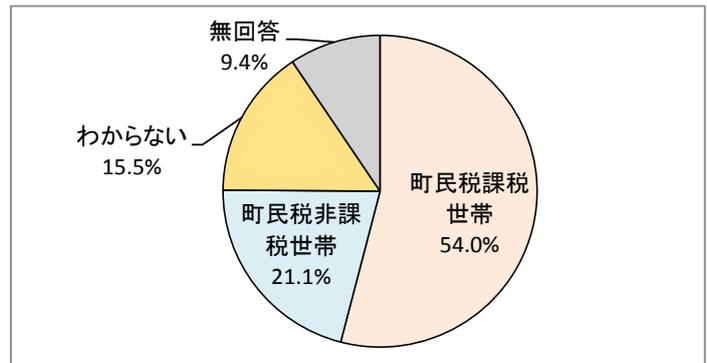
問18 今後、どのように暮らしたいですか。

1	一人で暮らしたい	36	8.1%
2	家族と一緒に暮らしたい	324	72.7%
3	福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい	32	7.2%
4	仲間と共同生活がしたい(グループホーム、ケアホームなど)	18	4.0%
5	特にない	1	0.2%
6	無回答	35	7.8%
合 計		446人	100.0%

「どのように暮らしたいか」の問に対し、  
「家族と一緒に暮らしている」あるいは「家族と一緒に暮らしたい」が大半を占めており、  
次いで「一人で暮らしたい」となっている。

問19 世帯の課税状況は、次のうちどれですか。

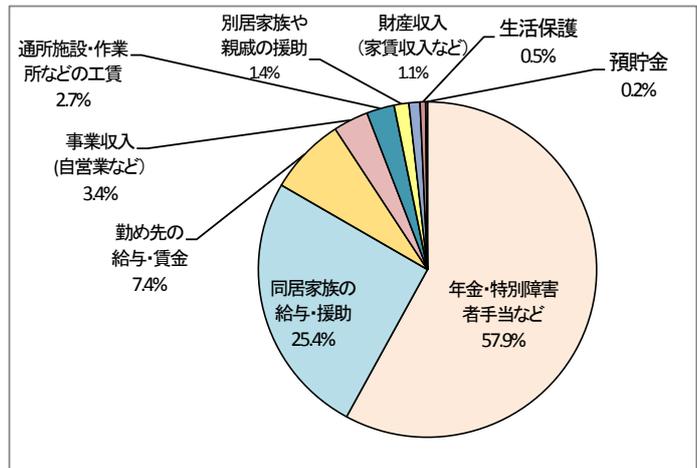
1	町民税課税世帯	241	54.0%
2	町民税非課税世帯	94	21.1%
3	わからない	69	15.5%
4	無回答	42	9.4%
合 計		446人	100.0%



問20 あなたが生活していく上での収入は次のうちどれですか。

(複数回答)

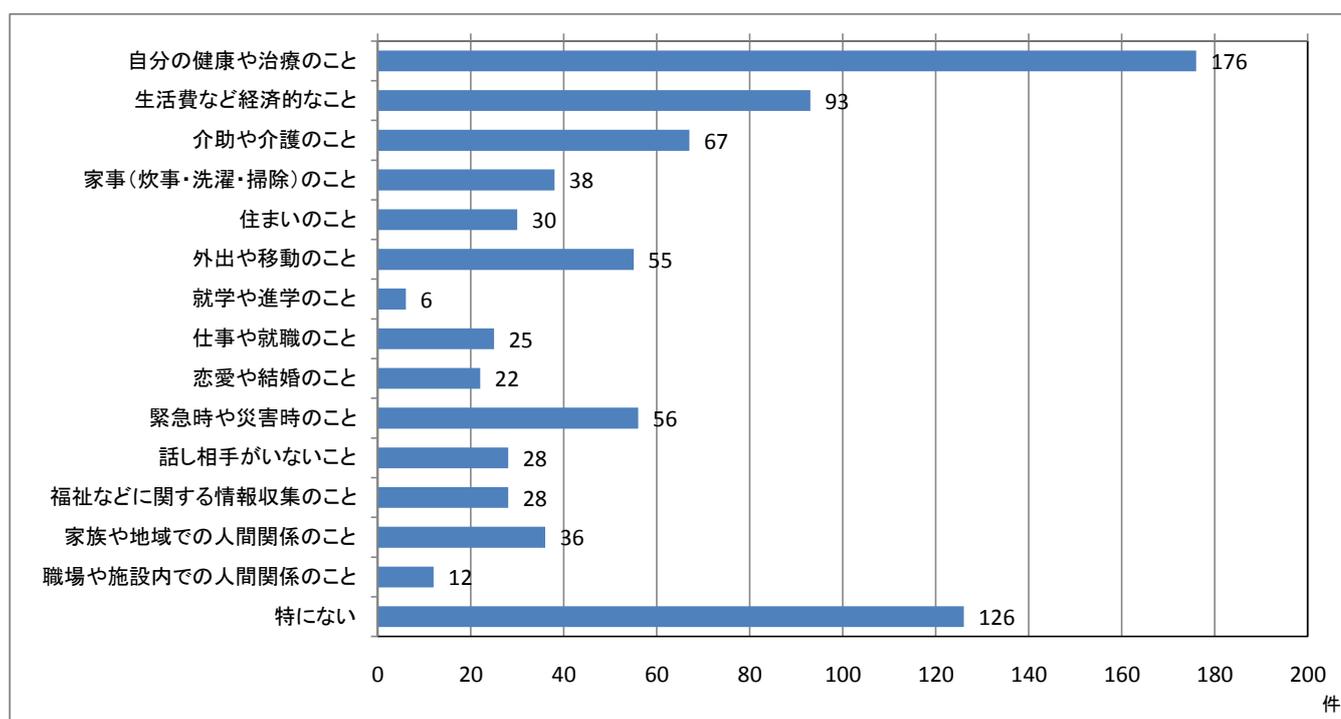
1	勤め先の給与・賃金	42	7.4%
2	通所施設・作業所などの工賃	15	2.7%
3	同居家族の給与・援助	144	25.4%
4	別居家族や親戚の援助	8	1.4%
5	事業収入(自営業など)	19	3.4%
6	財産収入(家賃収入など)	6	1.1%
7	年金・特別障害者手当など	328	57.9%
8	生活保護	3	0.5%
9	預貯金	1	0.2%
合 計		566件	100.0%



問21 現在悩んでいることや相談したいことがありますか。

(複数回答)

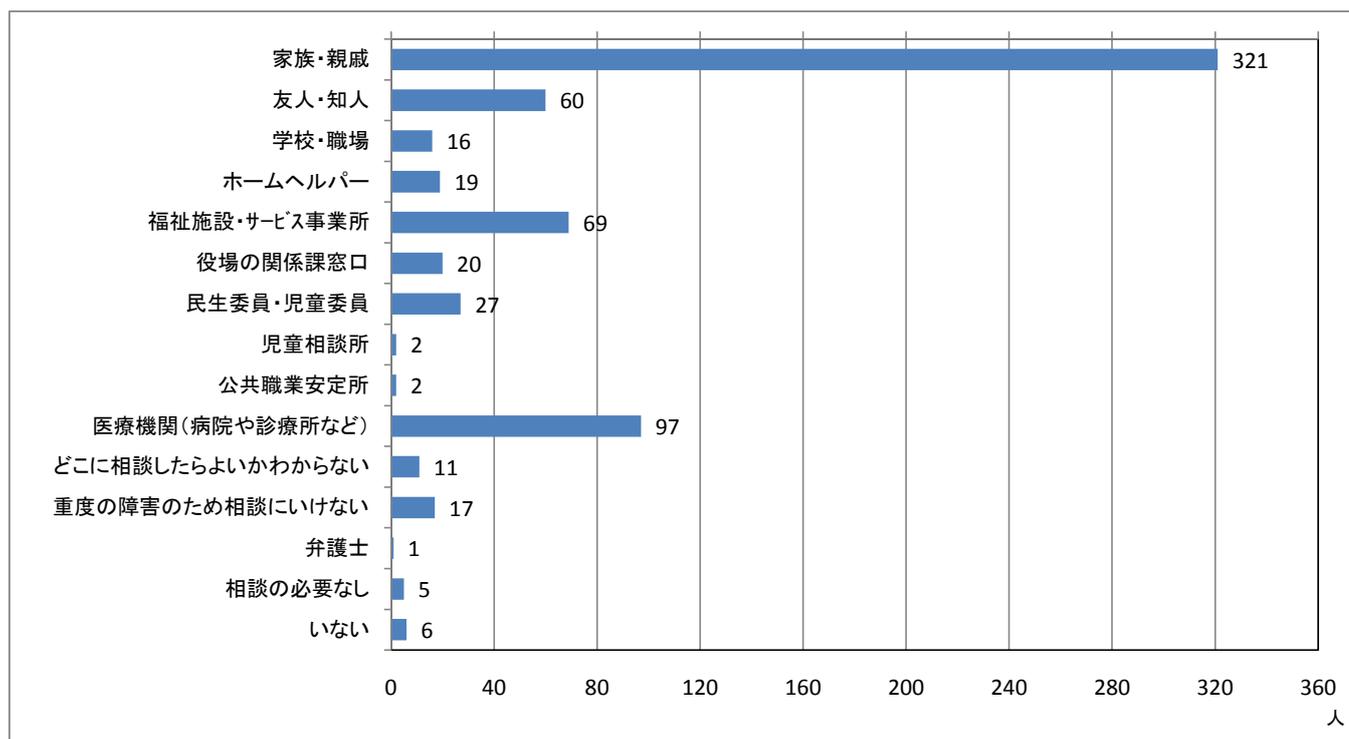
1	自分の健康や治療のこと	176	21.9%
2	生活費など経済的なこと	93	11.7%
3	介助や介護のこと	67	8.4%
4	家事(炊事・洗濯・掃除)のこと	38	4.8%
5	住まいのこと	30	3.8%
6	外出や移動のこと	55	6.9%
7	就学や進学のこと	6	0.8%
8	仕事や就職のこと	25	3.1%
9	恋愛や結婚のこと	22	2.8%
10	緊急時や災害時のこと	56	7.0%
11	話し相手がないこと	28	3.5%
12	福祉などに関する情報収集のこと	28	3.5%
13	家族や地域での人間関係のこと	36	4.5%
14	職場や施設内での人間関係のこと	12	1.5%
15	特にない	126	15.8%
合 計		798件	100.0%



問22 悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか。

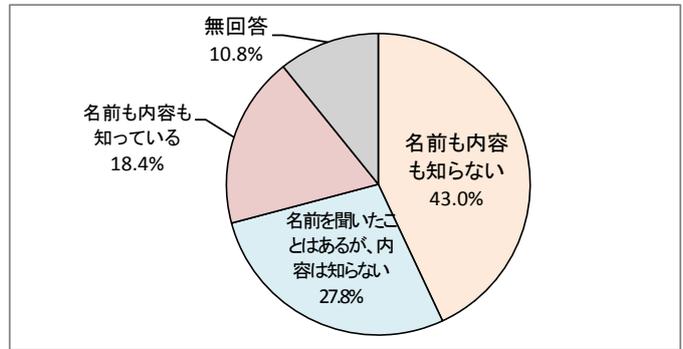
(複数回答)

1	家族・親戚	321	47.8%
2	友人・知人	60	8.9%
3	学校・職場	16	2.4%
4	ホームヘルパー	19	2.8%
5	福祉施設・サービス事業所	69	10.3%
6	役場の関係課窓口	20	3.0%
7	民生委員・児童委員	27	4.0%
8	児童相談所	2	0.3%
9	公共職業安定所	2	0.3%
10	医療機関(病院や診療所など)	97	14.4%
11	どこに相談したらよいかわからない	11	1.6%
12	重度の障害のため相談にいけない	17	2.5%
13	弁護士	1	0.1%
14	相談の必要なし	5	0.7%
15	いない	6	0.9%
合 計		673人	100.0%



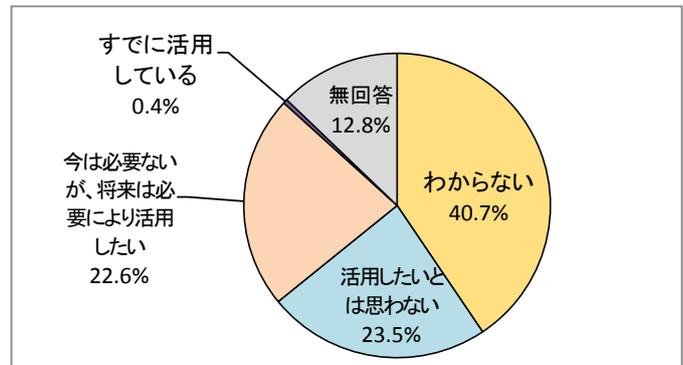
問23 成年後見制度について知っていましたか。

1	名前も内容も知らない	192	43.0%
2	名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	124	27.8%
3	名前も内容も知っている	82	18.4%
4	無回答	48	10.8%
合 計		446人	100.0%



問24 成年後見制度を活用したいと思いますか。

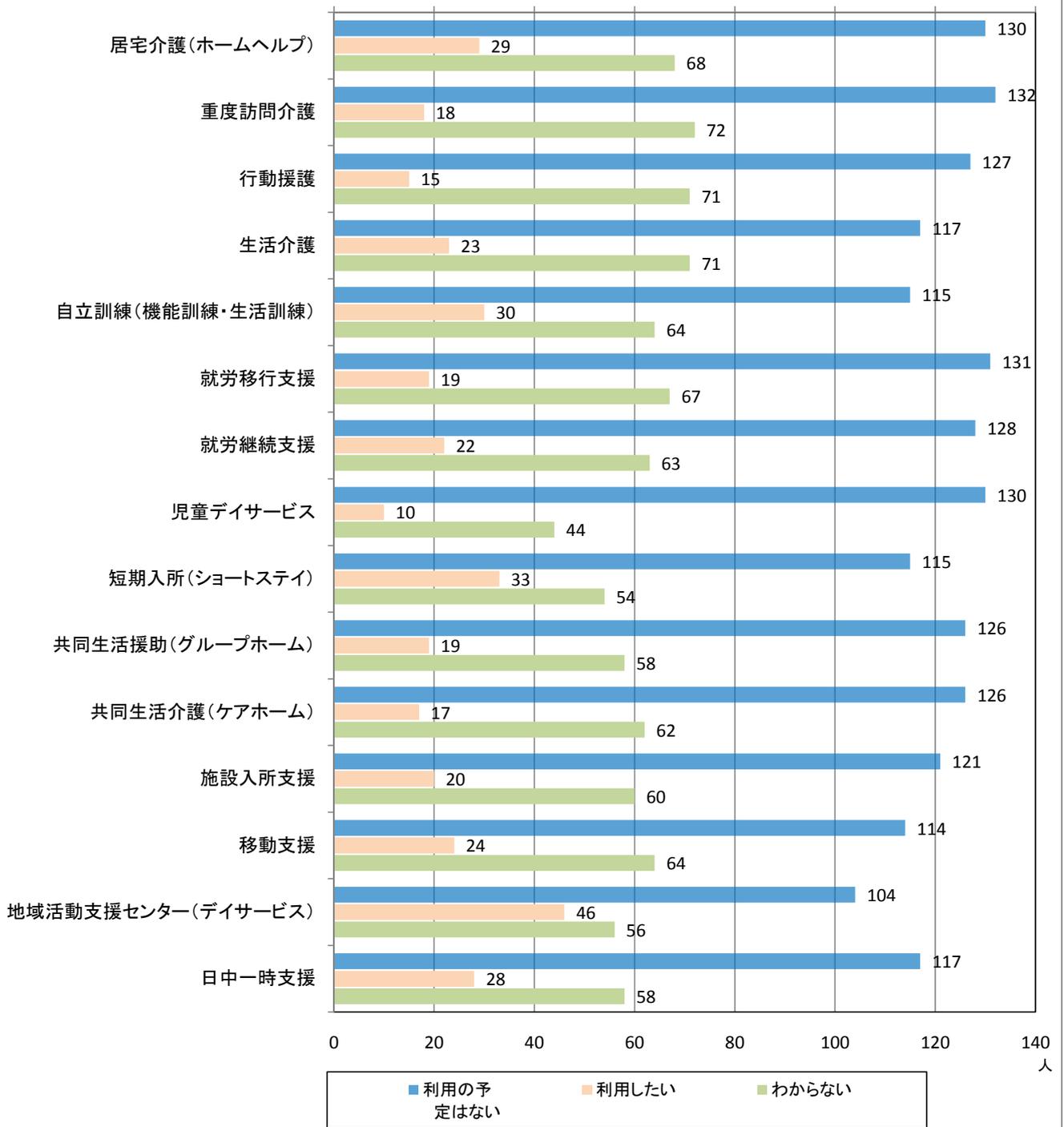
1	すでに活用している	2	0.4%
2	今は必要ないが、将来は必要により活用したい	101	22.6%
3	活用したいとは思わない	105	23.5%
4	わからない	181	40.7%
5	無回答	57	12.8%
合 計		446人	100.0%



問25 現在利用しているサービスおよび今後利用したいサービスについて

※介護保険制度の利用分は除き、障害福祉サービスの利用についてのみお答えください。

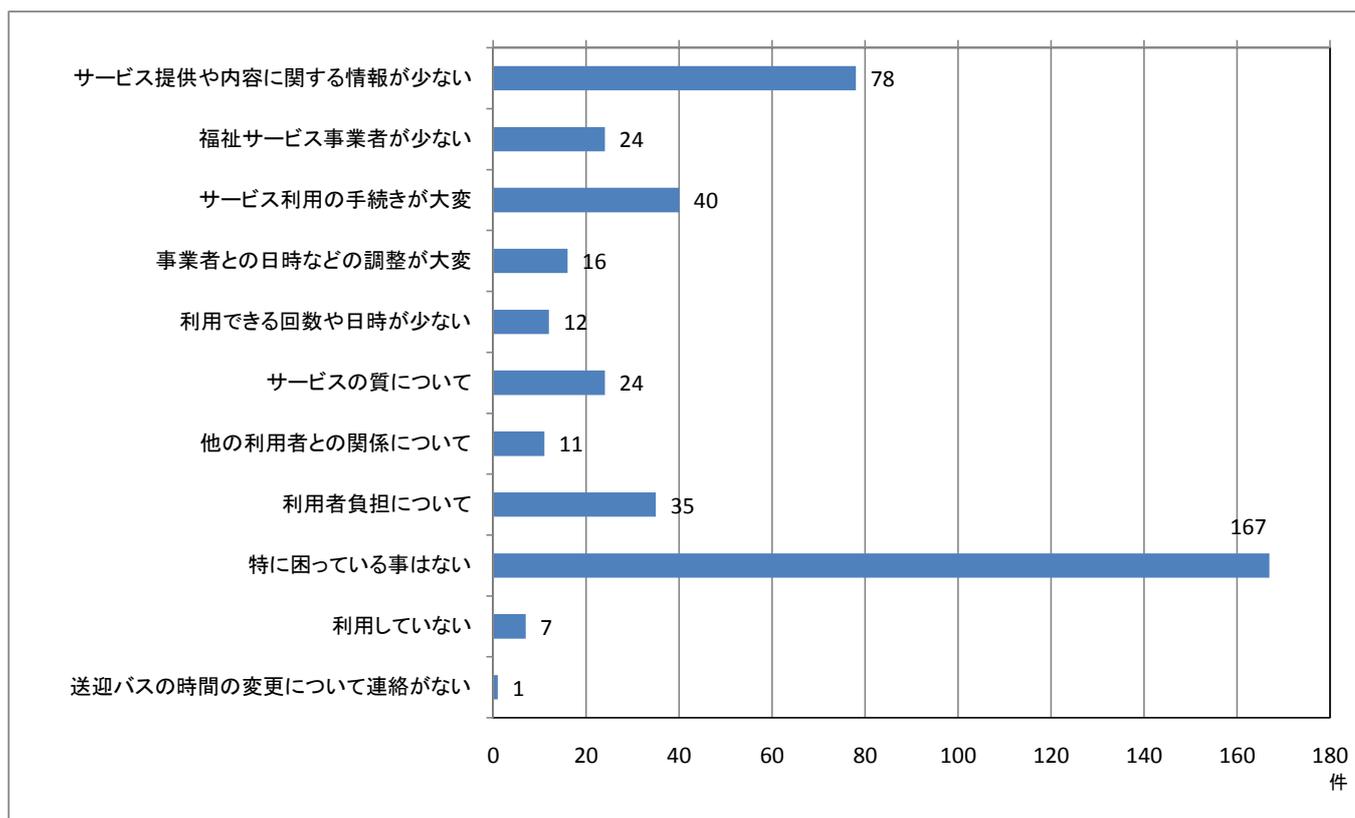
区 分		(1)利用状況		(2)利用の意向		
		利 用 し て い る	利 用 し て い な い	利 用 し た い	利 用 し な い	わ か ら な い
訪 問 系	居宅介護(ホームヘルプ)	17	268	29	130	68
	重度訪問介護	5	262	18	132	72
	行動援護	8	262	15	127	71
通 所 系	生活介護	23	245	23	117	71
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	28	237	30	115	64
	就労移行支援	7	246	19	131	67
	就労継続支援	15	238	22	128	63
	児童デイサービス	13	230	10	130	44
	短期入所(ショートステイ)	14	249	33	115	54
入 所 系	共同生活援助(グループホーム)	5	256	19	126	58
	共同生活介護(ケアホーム)	3	252	17	126	62
	施設入所支援	13	248	20	121	60
支 地 域 生 業 活	移動支援	4	249	24	114	64
	地域活動支援センター(デイサービス)	36	232	46	104	56
	日中一時支援	10	244	28	117	58



問26 障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか。

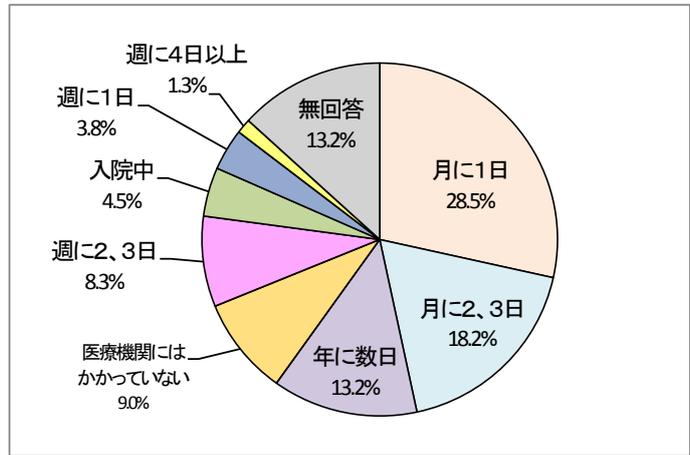
(複数回答)

1	サービス提供や内容に関する情報が少ない	78	18.8%
2	福祉サービス事業者が少ない	24	5.8%
3	サービス利用の手続きが大変	40	9.6%
4	事業者との日時などの調整が大変	16	3.9%
5	利用できる回数や日時が少ない	12	2.9%
6	サービスの質について	24	5.8%
7	他の利用者との関係について	11	2.7%
8	利用者負担について	35	8.4%
9	特に困っている事はない	167	40.2%
10	利用していない	7	1.7%
11	送迎バスの時間の変更について連絡がない	1	0.2%
合計		415件	100.0%



問27 現在の通院状況（リハビリを含む）は次のうちどれですか。

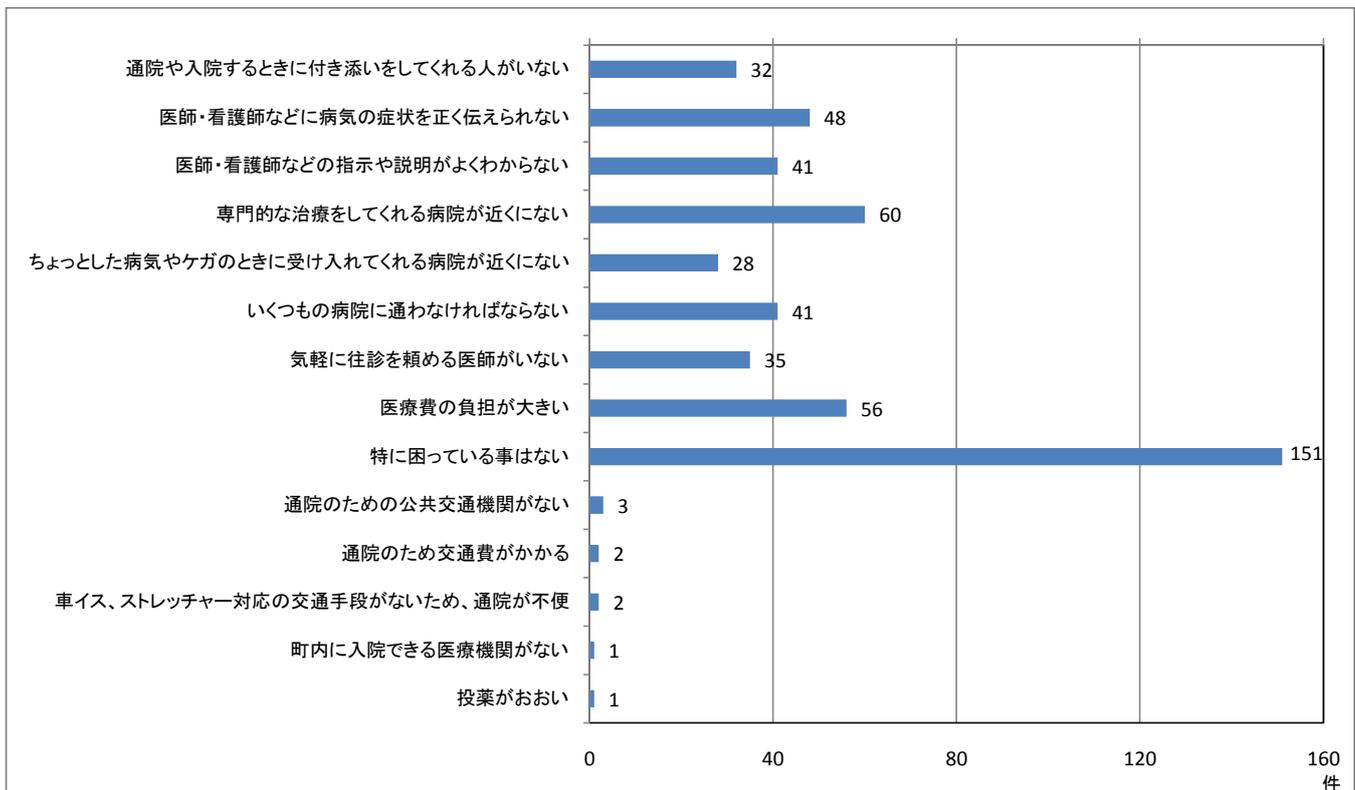
1	週に4日以上	6	1.3%
2	週に2、3日	37	8.3%
3	週に1日	17	3.8%
4	月に2、3日	81	18.2%
5	月に1日	127	28.5%
6	年に数日	59	13.2%
7	入院中	20	4.5%
8	医療機関にはかかっていない	40	9.0%
9	無回答	59	13.2%
合計		446人	100.0%



問28 医療を受ける上で困っていることはありますか。

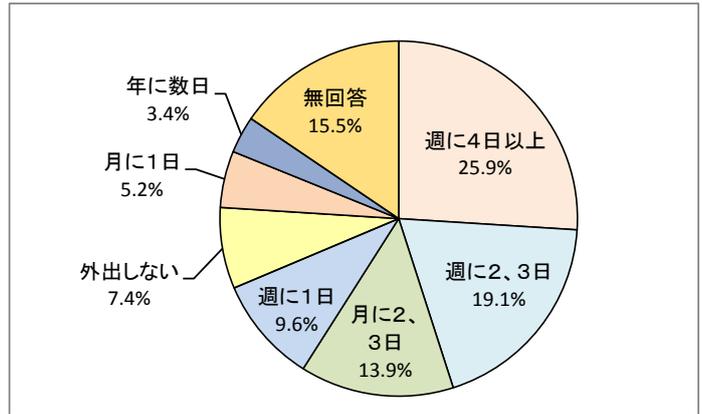
（複数回答）

1	通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない	32	6.4%
2	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない	48	9.6%
3	医師・看護師などの指示や説明がよくわからない	41	8.2%
4	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない	60	12.0%
5	ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院が近くにない	28	5.6%
6	いくつもの病院に通わなければならない	41	8.2%
7	気軽に往診を頼める医師がいない	35	7.0%
8	医療費の負担が大きい	56	11.2%
9	特に困っている事はない	151	30.0%
10	通院のための公共交通機関がない	3	0.6%
11	通院のため交通費がかかる	2	0.4%
12	車イス、ストレッチャー対応の交通手段がないため、通院が不便	2	0.4%
13	町内に入院できる医療機関がない	1	0.2%
14	投薬がおおい	1	0.2%
合計		501件	100.0%



問29 どのくらいの頻度で外出していますか。(通勤、通学、通院などを含みます)

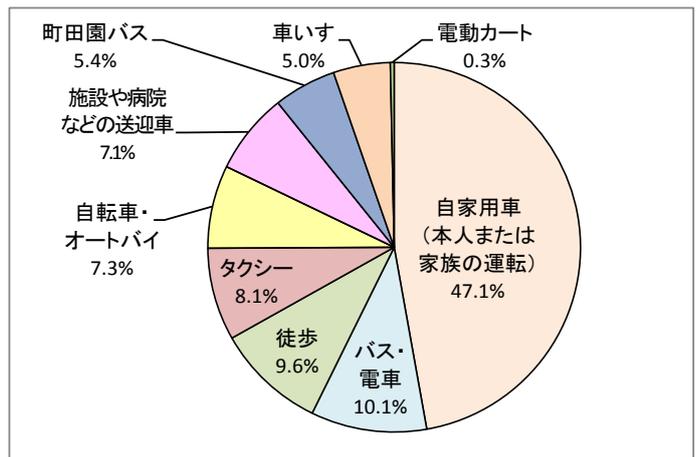
1	週に4日以上	116	25.9%
2	週に2、3日	85	19.1%
3	週に1日	43	9.6%
4	月に2、3日	62	13.9%
5	月に1日	23	5.2%
6	年に数日	15	3.4%
7	外出しない	33	7.4%
8	無回答	69	15.5%
合 計		446人	100.0%



問30 外出するときの交通手段は何ですか。

(複数回答)

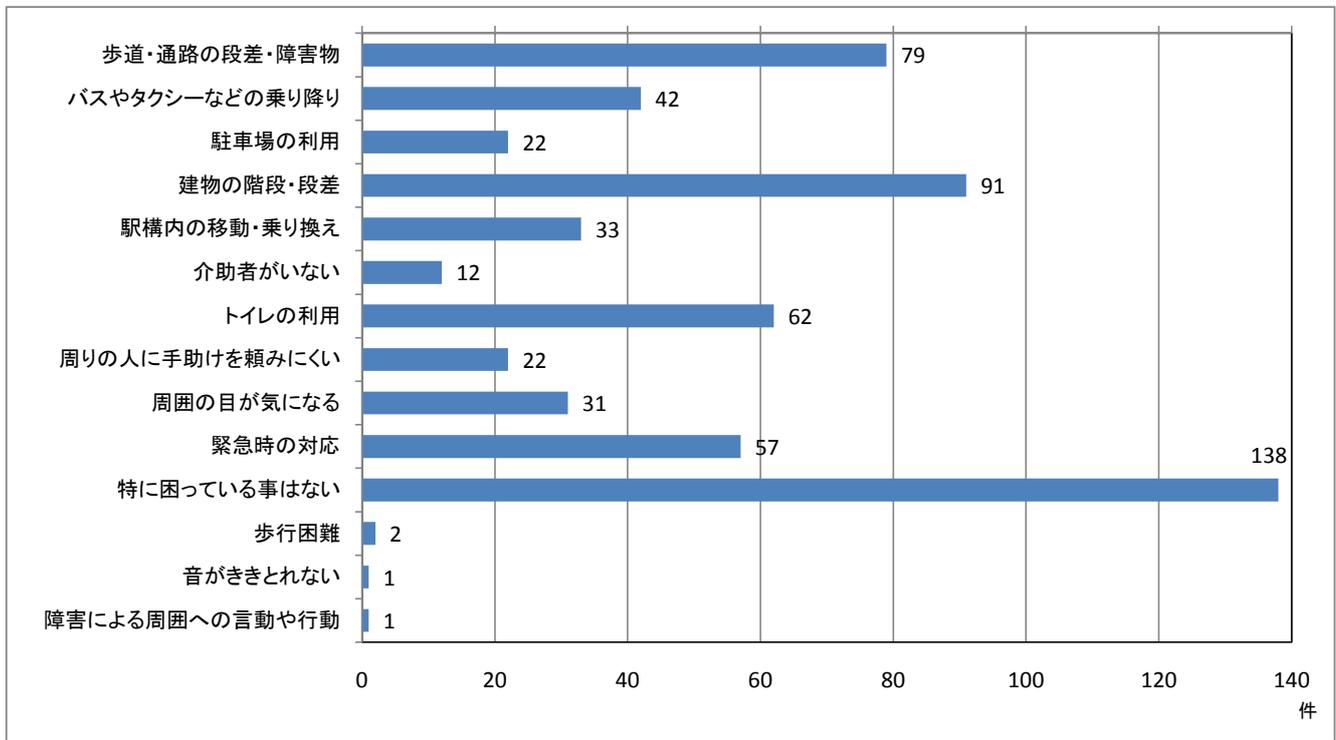
1	徒歩	58	9.6%
2	車いす	30	5.0%
3	自転車・オートバイ	44	7.3%
4	自家用車 (本人または家族の運転)	286	47.1%
5	バス・電車	61	10.1%
6	タクシー	49	8.1%
7	町田園バス	33	5.4%
8	施設や病院などの送迎車	43	7.1%
9	電動カート	2	0.3%
合 計		606件	100.0%



問31 外出するときに困っていることは何ですか。

(複数回答)

1	歩道・通路の段差・障害物	79	13.3%
2	バスやタクシーなどの乗り降り	42	7.1%
3	駐車場の利用	22	3.7%
4	建物の階段・段差	91	15.3%
5	駅構内の移動・乗り換え	33	5.6%
6	介助者がいない	12	2.0%
7	トイレの利用	62	10.5%
8	周りの人に手助けを頼みにくい	22	3.7%
9	周囲の目が気になる	31	5.2%
10	緊急時の対応	57	9.6%
11	特に困っている事はない	138	23.3%
12	歩行困難	2	0.3%
13	音がききとれない	1	0.2%
14	障害による周囲への言動や行動	1	0.2%
合 計		593件	100.0%



問32 外出するときに支援が必要ですか。

また、支援が必要な場合、その支援者と必要な支援時間数をお答えください。

外出の目的	支援の必要性		必要な主な支援者			1回あたり必要な平均支援時間数
	なし	あり	① 家族や親や戚	② 事業所員	③ ランティョア友人やボランティア	
①通勤・通学	144	28	22	6	0	1.0 時間
②通院	131	175	147	12	2	2.5 時間
③買い物	144	131	106	7	2	1.5 時間
④官公庁や銀行での申請や手続き	132	121	99	7	0	1.0 時間
⑤趣味やレジャーなど余暇活動	142	87	68	6	2	2.5 時間
⑥デイサービス	0	2	0	2	0	0.5 時間
⑦理容室	0	1	1	0	0	1.5 時間
⑧冠婚葬祭	0	2	2	0	0	1.0 時間
⑨授業参観日・会議	0	2	1	0	1	2.5 時間

問33 現在、通園・通学をしていますか。

1	通園・通学中	15	3.4%
2	していない	284	63.6%
3	無回答	147	33.0%
合計		446人	100.0%

※以下、問34から問38までは、問33で「1 通園・通学中」と回答した方におたずねします。

問34 通園・通学している所は、次のうちどこですか。

1	保育園・幼稚園	3	20.0%
2	小・中学校、高等学校(普通学級)	0	0.0%
3	小・中学校(特別支援学級)	5	33.3%
4	特別支援学校(小・中・高等部)	7	46.7%
5	大学・専門学校	0	0.0%
6	無回答	0	0.0%
合 計		15人	100.0%

問35 障害のある児童・生徒の就学環境として望ましいと思うものは、次のどれか。

1	普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境	0	0.0%
2	普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境	7	46.6%
3	特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境	4	26.7%
4	わからない	3	20.0%
5	特別支援学校において、専門的な教育を受けつつ、地域の学校ともつながりを持てる環境	1	6.7%
6	無回答	0	0.0%
合 計		15人	100.0%

問36 希望と違う学校に通っている場合、その理由は次のどれですか。

1	受け入れてくれる学校がなかった	1	6.7%
2	学習サポート体制など必要な体制が整っていなかった	1	6.7%
3	学校生活を送る上で、必要な設備などが整っていなかった	0	0.0%
4	通園・通学手段(送迎バスなど)がなかった	0	0.0%
5	無回答	13	86.6%
合 計		15人	100.0%

問37 学校・園生活を送る上での問題点は次のうちどれですか。

(3つまで回答)

1	通園・通学手段が大変	5	26.3%
2	学習サポート体制が不十分	0	0.0%
3	学習・学校生活に必要な設備が不十分	1	5.3%
4	園内・校内での介助が不十分	0	0.0%
5	進路指導が不十分	1	5.3%
6	福祉教育が不十分	2	10.5%
7	友達ができない	1	5.3%
8	職員の理解が得られない	1	5.3%
9	他の児童・生徒やその保護者の理解が得られない	1	5.3%
10	家族の同伴を求められる	0	0.0%
11	特にない	6	31.4%
12	学童保育所に通いたい移動手段がない	1	5.3%
合 計		19件	100.0%

問38 学校教育修了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか。

(3つまで回答)

1	一般企業の障害者雇用の拡大	6	14.3%
2	官公庁の障害者雇用の拡大	4	9.5%
3	職業訓練機関の整備	3	7.1%
4	障害者就業・生活支援センターの充実	9	21.5%
5	障害の特性に応じた作業所などの充実	8	19.0%
6	レクリエーション・学習活動を行う施設の充実	5	11.9%
7	入所施設の充実	6	14.3%
8	わからない	1	2.4%
合 計		42件	100.0%

問39 現在、仕事をしていますか。

1	している	88	19.7%
2	していない	274	61.5%
3	無回答	84	18.8%
合 計		446人	100.0%

問40 どこで働いていますか。 ※問39で「1 している」と回答した方におたずねします。

1	会社などで正社員・正職員として働いている	13	14.8%
2	会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている	20	22.7%
3	施設・作業所などで働いている(福祉的就労)	22	25.0%
4	自営業者	23	26.1%
5	内職・自営業の手伝い	7	8.0%
6	無回答	3	3.4%
合 計		88人	100.0%

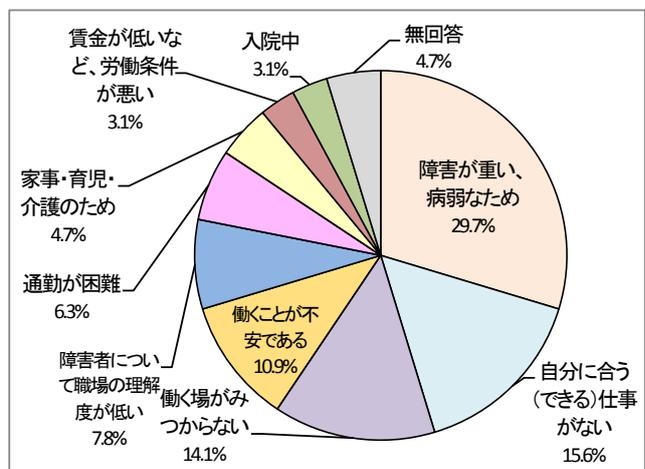
問41 働いていない主な理由は何ですか。 ※問39で「2 していない」と回答した方におたずねします。

1	年齢のため(幼少・高齢)	141	51.4%
2	障害により、できる仕事がない	58	21.2%
3	求職中または職業訓練中である	1	0.4%
4	就労するにあたっての相談先がわからない	2	0.7%
5	仕事をする必要がない	15	5.5%
6	働きたいが働けない	33	12.0%
7	入院中	2	0.7%
8	家庭の都合	1	0.4%
9	働きたくない	1	0.4%
10	無回答	20	7.3%
合 計		274人	100.0%

問42 その理由は何ですか。 ※問41で「働きたいが働けない」と回答した方におたずねします。

(複数回答)

1	障害が重い、病弱なため	19	29.7%
2	働く場が見つからない	9	14.1%
3	賃金が低いなど、労働条件が悪い	2	3.1%
4	自分に合う(できる)仕事がない	10	15.6%
5	通勤が困難	4	6.3%
6	家事・育児・介護のため	3	4.7%
7	障害者について職場の理解度が低い	5	7.8%
8	働くことが不安である	7	10.9%
9	入院中	2	3.1%
10	無回答	3	4.7%
合 計		64件	100.0%



問43 障害のある方が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。

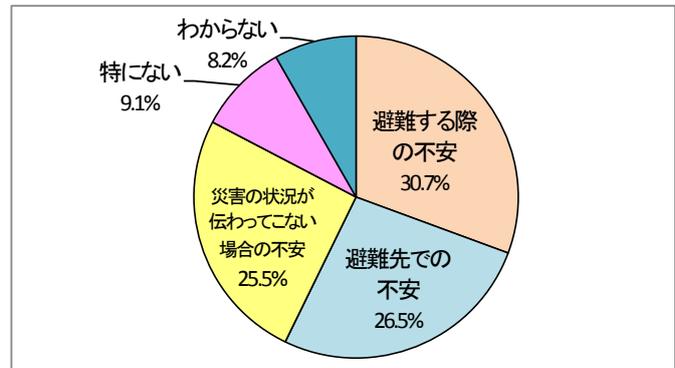
(複数回答)

1	就業に対する相談支援体制が充実していること	90	12.7%
2	障害者向け求人情報の提供が充実していること	70	9.9%
3	職場内で、障害に対する理解があること	143	20.3%
4	障害の状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること	128	18.1%
5	通勤や移動に対して、配慮や支援があること	81	11.5%
6	トライアル雇用事業などにより、就業希望者と事業主のニーズが調整されること	40	5.7%
7	ジョブコーチ派遣事業などにより、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること	48	6.8%
8	法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること	53	7.5%
9	わからない	53	7.5%
合 計		706件	100.0%

問44 万一、災害が起こった際の不安は何ですか。

(複数回答)

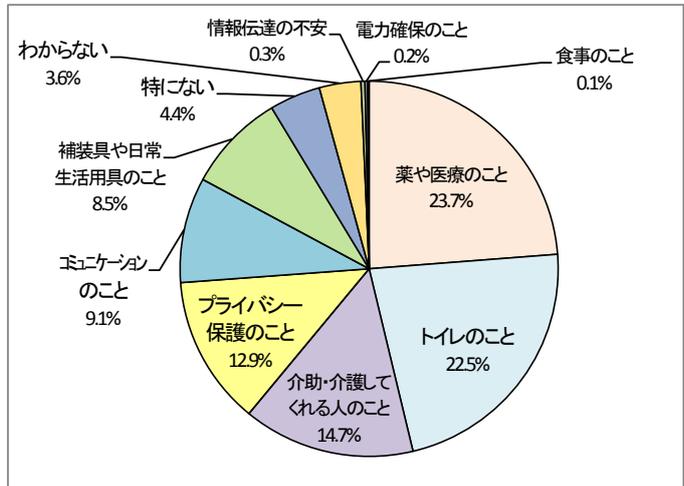
1	災害の状況が伝わってこない場合の不安	149	25.5%
2	避難する際の不安	179	30.7%
3	避難先での不安	155	26.5%
4	特にない	53	9.1%
5	わからない	48	8.2%
合 計		584件	100.0%



問45 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。

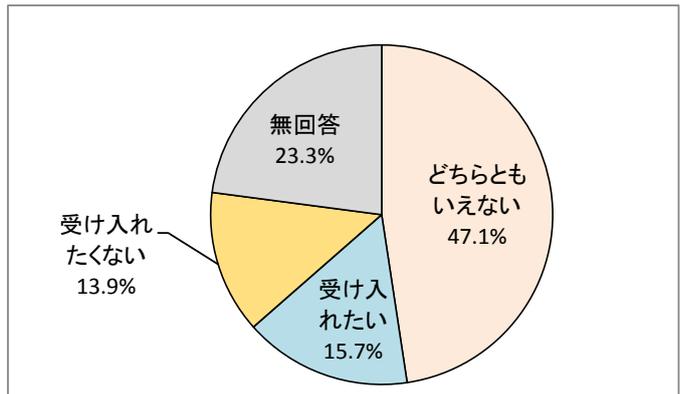
(複数回答)

1	トイレのこと	196	22.5%
2	プライバシー保護のこと	112	12.9%
3	コミュニケーションのこと	79	9.1%
4	介助・介護してくれる人のこと	128	14.7%
5	薬や医療のこと	207	23.7%
6	補装具や日常生活用具のこと	74	8.5%
7	特にない	38	4.4%
8	わからない	31	3.6%
9	情報伝達の不安	3	0.3%
10	電力確保のこと	2	0.2%
11	食事のこと	1	0.1%
合 計		871件	100.0%



問46 ボランティアによる日常の援助などを受け入れたいと思いますか。

1	受け入れたい	70	15.7%
2	受け入れたくない	62	13.9%
3	どちらともいえない	210	47.1%
4	無回答	104	23.3%
合 計		446人	100.0%

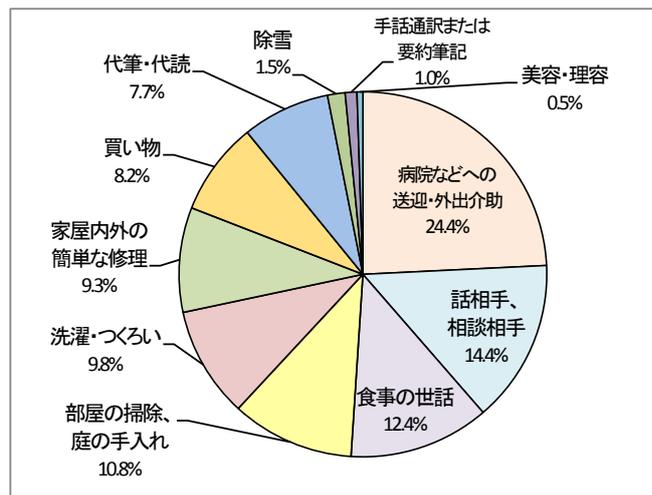


※問46で「1 受け入れたい」と回答した方におたずねします。

問47 次のサービスをボランティアが行うとしたら、どれを受け入れたいと思いますか。

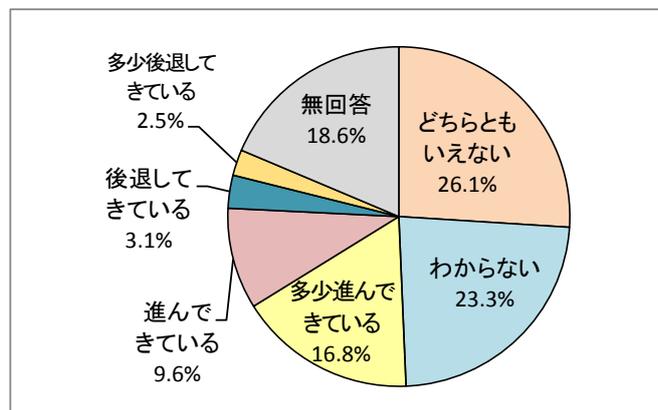
(複数回答)

1	食事の世話	24	12.4%
2	洗濯・つくろい	19	9.8%
3	部屋の掃除、庭の手入れ	21	10.8%
4	話相手、相談相手	28	14.4%
5	家屋内外の簡単な修理	18	9.3%
6	病院などへの送迎・外出介助	47	24.4%
7	代筆・代読	15	7.7%
8	買い物	16	8.2%
9	手話通訳または要約筆記	2	1.0%
10	除雪	3	1.5%
11	美容・理容	1	0.5%
合計		194件	100.0%



問48 「障害」に対して、広く町民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか。

1	進んできている	43	9.6%
2	多少進んできている	75	16.8%
3	どちらともいえない	116	26.1%
4	多少後退してきている	11	2.5%
5	後退してきている	14	3.1%
6	わからない	104	23.3%
7	無回答	83	18.6%
合計		446人	100.0%



問49 「障害」に対する町民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。

(3つまで回答)

1	障害や障害者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発	121	18.2%
2	障害のある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援	84	12.5%
3	障害のある人との交流を通じた障害への理解の促進	101	15.0%
4	学校における福祉教育の充実	68	10.1%
5	障害に関する講演会や学習会の開催	30	4.5%
6	障害のある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供	87	12.9%
7	福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進	44	6.5%
8	障害のある人の地域活動への参加機会促進	50	7.4%
9	わからない	86	12.8%
10	行政による障害施設の整備	1	0.1%
合計		672件	100.0%

「障害や障害者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が121件で最も多く、次いで「障害のある人との交流を通じた障害への理解の促進」が101件となっている。

問50 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。

(3つまで回答)

1	毎日の生活の手助けをもっとしてほしい	21	2.7%
2	外出(買い物や映画鑑賞など)の支援をしてほしい	19	2.4%
3	障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	97	12.2%
4	障害のある人が働ける事業所などが少ないので、働けるところを増やしてほしい	50	6.3%
5	事業所などで働くことができるよう、就労に向けた訓練をする場所や支援機会を増やしてほしい	17	2.1%
6	事業所などで働くことが難しいので、授産施設、作業所などを増やしてほしい	22	2.8%
7	リハビリ訓練の場所を増やしてほしい	40	5.1%
8	障害に適した設備を持った住宅を用意してほしい	23	2.9%
9	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい	49	6.2%
10	入所施設や短期入所施設(ショートステイ)を整備してほしい	37	4.7%
11	グループホームやケアホームを整備してほしい	15	1.9%
12	災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい	63	8.0%
13	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい	59	7.4%
14	苦情解決のための仕組みを改善してほしい	5	0.6%
15	年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	133	16.7%
16	スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する援助をしてほしい	11	1.4%
17	福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい	73	9.2%
18	特にない	56	7.1%
19	わからない	2	0.3%
合 計		792件	100.0%

「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が133件で最も多く、次いで「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が97件、次に「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」が73件となっている。